

**(仮称) 岩手県教育振興計画**  
**(中間案)**

平成 30 年 12 月 7 日  
岩手県教育委員会



# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 岩手の教育をめぐる状況</b>	
1 岩手の教育の歩み	3
2 社会状況の変化	6
3 岩手県の教育の現状と課題	8
<b>第2章 目標・取組の視点</b>	
1 目標	13
2 取組の視点	16
3 次期総合計画との柱立て項目の関係	19
<b>第3章 具体的な施策の内容</b>	
<b>【学校教育】</b>	
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成	20
2 確かな学力の育成	26
3 豊かな心の育成	31
4 健やかな体の育成	36
5 特別支援教育の推進	42
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応	48
7 学びの基盤づくり	53
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進	62
<b>【社会教育・家庭教育】</b>	
9 学校と家庭・地域との協働の推進	66
10 子育て支援や家庭教育支援の充実	70
11 生涯にわたり学び続ける環境づくり	73
12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承	78



# はじめに

## 1 趣 旨

岩手県教育委員会では、平成 21 年度（2009 年度）からの県総合計画となる「いわて県民計画」の策定に併せて、平成 21 年度（2009 年度）からの 10 年間を計画期間とする「岩手の教育振興」を策定し、「みんなではぐくむ学びの場いわて」の実現に向けて、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んできました。

今般、「岩手の教育振興」の計画期間が平成 30 年度（2018 年度）で終了することに伴い、2019 年度からの新たな教育振興の取組の指針となる「(仮称) 岩手県教育振興計画」を策定するものです。

## 2 位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 30 年（2018 年）6 月に策定された国の第 3 期教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが求められている、岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。

また、この計画は、今後の教育行政を推進していくうえでの、学校をはじめとした教育関係者等の指針となるものですが、教育振興は教育関係者だけでなく、家庭や地域、企業、NPO などの様々な主体が連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、県民や企業、NPO などのあらゆる主体が県の政策推進の方向性などを共有し、それぞれが自らの取組を進めていくためのビジョンとなる岩手県次期総合計画との整合性を図りながら、岩手県の教育行政を推進していくうえでの具体的な施策の内容を定めた計画となります。

## 3 計画期間

この計画は、計画期間を 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

## 4 構成

---

「(仮称) 岩手県教育振興計画」は、次の3章で構成しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

第2章 目標・取組の視点

第3章 具体的な施策の内容

まず、第1章では、岩手の教育の歩み、教育をめぐる社会の変化について概括的に述べ、岩手県の教育の現状と課題について、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの柱で総論を記述しています。

第2章は、計画の基本目標を定め、その目標を実現していくうえで、県民、教育関係者等が一体となって取り組んでいく岩手の教育振興の考え方及びその取組の視点等を示しています。

第3章は、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容を、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの政策分野を柱として、それぞれ「現状と課題」、「目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組の方向性」、「取組にあたっての役割分担」、「具体的な推進方策」を示しています。

# 第1章 岩手の教育をめぐる状況

## 1 岩手の教育の歩み

我が国の近代学校教育は、明治5年(1872年)に公布された学制により開始され、2022年で150年目を迎えます。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年(1947年)に制定された教育基本法は、教育の機会均等や教育水準の向上を図ることにより、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進展など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年(2006年)に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法の目的や目標を踏まえて策定された国の教育振興基本計画に基づき、「自立」「協働」「創造」を実現する生涯学習社会の構築を目指すという理念の下、様々な教育政策が推進されてきています。

平成25年(2013年)からは、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣主導の「教育再生実行会議<sup>1</sup>」による議論が新たに始まるなど、社会全体での教育改革が進められてきています。

岩手県では、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた岩手の教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

平成27年(2015年)に50周年を迎えた地域ぐるみで子どもたちを育む岩手県独自の教育振興運動<sup>2</sup>の基盤があります。

また、平成17年(2005年)には、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、岩手県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日<sup>3</sup>」のつどいをはじめとする様々な行事が毎年行われてきています。

学校教育では、平成19年(2007年)から全国学力・学習状況調査<sup>4</sup>の実施が始まっています。

岩手県独自に毎年実施している「県小・中学校学習定着度状況調査<sup>5</sup>」も併せて、

子どもたちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業<sup>6</sup>」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

また、PDC Aサイクル<sup>7</sup>に基づく目標達成型の学校経営を推進する「いわて型コミュニティ・スクール構想<sup>8</sup>」など、地域を主体として教育課題の解決に取り組む教育振興運動だけでなく、学校を主体とした新たな家庭、地域との協働のあり方などを推進してきました。

社会教育では、平成 13 年（2001 年）に県立美術館が新たに整備され、平成 18 年（2006 年）には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられるような環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成 28 年（2016 年）に「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が開催され、県民の力強い応援によって後押しされた岩手県の生徒の輝かしい活躍などもあり、県民総参加により盛会裏に終了することができました。

この大きな成果は、子どもたちが希望を持ってスポーツに親しむきっかけとなるなど、未来を切り拓くレガシー（財産）として次世代に引き継がれています。

また、平成 19 年（2007 年）からスタートした「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業<sup>9</sup>」の修了生が 2018 年平昌オリンピックに出場して入賞するなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本プロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する岩手県出身の選手が続々と輩出されてきています。

子どもたちが憧れる岩手県出身の選手たちの活躍は、岩手の子どもたちに、将来に夢を持ち努力することの大切さを、身近に感じさせてくれています。

文化芸術では、平成 23 年（2011 年）6 月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」、平成 27 年（2015 年）7 月に釜石市の橋野鉄鉦山・高炉跡などの「明治日本の産業革命遺産」がそれぞれ世界遺産に登録され、現在は、一戸町の御所野遺跡などの「北海道・北東北の縄文遺跡群」が新たに世界遺産登録を目指しています。

平成 21 年（2009 年）9 月には、「早池峰神楽」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、岩手県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきています。

また、子どもたちの文化芸術活動においても、県立不來方高校音楽部が全日本合唱コンクールにおいて最高賞である文部科学大臣賞を 3 年連続で受賞するなど、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せています。



#### 【用語解説】

- <sup>1</sup> 教育再生実行会議：21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築するための有識者会議として、平成25年1月に内閣により設置され、定期的に開催。
- <sup>2</sup> 教育振興運動：岩手県において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。
- <sup>3</sup> いわて教育の日：平成17年4月から施行された「いわて教育の日に関する条例」により、11月1日を「いわて教育の日」、11月1日から7日までを「いわて教育週間」とすることが定められ、毎年、「いわて教育の日」のつどいをはじめ、学校開放やスポーツフェスティバル、文化祭など、様々な関連行事を各地域で行われている。
- <sup>4</sup> 全国学力・学習状況調査：小中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。平成19年度（2007）から、小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に行われる。国語、算数・数学、理科の学力調査（理科は平成24年度から）と、生活習慣・学習環境に関するアンケート調査。
- <sup>5</sup> 県小・中学校学習定着度状況調査：県内の小中学生の学力や学習状況を把握するために岩手県教育委員会が実施する調査。平成15年度（2003）から行われており、小学校及び義務教育学校第5学年に対しては、国語・算数・理科・社会、中学校第2学年及び義務教育学校第8学年に対しては、国語・社会・数学・理科・英語の学力調査。また、意識・取組状況調査として、児童生徒質問紙と学校質問紙がある。
- <sup>6</sup> わかる授業：授業の目標が児童生徒一人ひとりの中で課題化され、解決に向けた主体的な活動を通して、児童生徒が課題を解決できる授業。児童生徒が「わかった！」「なるほど！」とより深い理解ができるような授業が展開されるよう日々授業改善に取り組み、その実現を目指しているもの。
- <sup>7</sup> PDCAサイクル：計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法の一つ。学校においても組織マネジメントやカリキュラム・マネジメント等においてPDCAサイクルを繰り返すことで改善を図っていくことを目指しているもの。
- <sup>8</sup> いわて型コミュニティ・スクール構想：各学校が作成する検証可能な目標達成型（PDCAによる）の経営計画（「まなびフェスト」）を生かして、学校、家庭、地域で共有し、協働する学校経営を展開する本県独自の取組。
- <sup>9</sup> いわてスーパーキッズ発掘・育成事業：スポーツ医・科学理論によって裏付けられたサポートを基盤として、素質ある児童生徒の早期発掘・能力開発と系統的・継続的な育成強化により、競技力の向上を図り、ナショナルトップアスリートの輩出を目指すもの。

### ① 人口減少・少子化・高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークとして減少局面にあり、2030 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少し、65 歳以上が総人口の 3 割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

また、児童生徒数も、少子化の影響から、近年減少傾向にあり、平成 29 年（2017 年）の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

岩手県においても、人口は平成 9 年（1997 年）以降減少を続け、平成 30 年（2018 年）は 124 万 5 千人と、ピークであった昭和 60 年（1985 年）の約 145 万人と比べ、約 14%減少しています。

児童生徒数についても、昭和 56 年（1981 年）の 26 万 4 千人をピークに、年々減少を続け、平成 29 年（2017 年）には 12 万 9 千人と、ピーク時に比して 51%も減少し、今後さらに減少することが見込まれています。

児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が避けられない中で、学校における教育の質の保証と学ぶ機会の保障をしっかりと確保していくとともに、人口減少社会の中で、生涯にわたって学び、地域で活躍し続けることができる環境づくりなどが求められています。

### ② 急速な技術革新への対応

高度情報化の進展により、スマートフォンなど I C T の利活用が世代を超えて広がってきています。

例えば、超スマート社会（Society5.0）<sup>1</sup>の実現に向けて、「人工知能（A I）」や、あらゆるモノをインターネットとつなぐ「I o T<sup>2</sup>」、個々のニーズに即したサービスの提供等が可能となる「ビッグデータ<sup>3</sup>」の活用など、私たちの生活に質的な変化がもたらされてきています。

こうした急速な技術革新による将来の予測が困難な時代を生き抜いていくためには、様々な可能性を持つ子どもたちを、困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。

### ③ グローバル化の進展

グローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化する中、多様で持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要になっています。

特に、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが求められています。

#### ④ 子どもを取り巻く社会経済的な課題への対応

家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されています。

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学等を断念せざるを得ないなど、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。

#### ⑤ 地域間格差の拡大

人口の東京への一極集中の傾向が加速し、東京圏とその他の地域との間では、一人当たりの県民所得等に差が生じています。

大学進学率についても、都市部では高く地方では低い傾向が見られるなど、地域差が生じており、特に広い県土を持つ岩手県では、地域間格差のない学びの環境づくりが求められています。

#### ⑥ 東日本大震災津波からの復旧・復興

岩手県は平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に東日本大震災津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。

東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、国内外から多くの支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところです。

この教訓を後世にしっかりと伝承し、安全・安心な地域社会の構築に向け、県内外に発信していく責務が、岩手県にはあります。

#### 【用語解説】

<sup>1</sup> 超スマート社会（Society5.0）：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）で、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において初めて提唱された。

<sup>2</sup> I o T：Internet of Things（モノのインターネット）の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御するしくみ。

<sup>3</sup> ビッグデータ：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

前述したとおり、人口減少や少子高齢化が進行し、AIやIoTなどの急速な技術革新への対応が迫られるなど、社会や生活が大きく変化しています。

このような時代を豊かに生き、未来を拓く多様な人材を育成していくためには、学校教育において、基礎的・基本的な学力を確実に習得させるなど、時代を超えても変わらない教育の基盤となる「不易」の部分を継続していく必要があります。

また、人口減少社会や高度情報化社会、グローバル化社会など、様々な環境変化に対応できるような教育の一層の「変革」もしっかり進めていく必要があります。

さらに、人生100年時代<sup>1</sup>や超スマート社会（Society5.0）を迎えるにあたり、一人ひとりの人生が豊かで活気のある地域社会を持続していくためには、文化・スポーツ活動なども含めた、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。

こうした教育の変革や環境づくりを進めていくうえで、近年、ブータンをはじめ世界の国々や国際機関において、人々の「幸福度」に着目した研究やその政策への活用が進められています。

経済的な尺度だけでは測ることができない心の豊かさや、地域と人のつながりなどを大切にし、一人ひとりの幸福度を高める社会づくりという視点が求められてきています。

幸い、岩手県には、県民一丸となって取り組んできた復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にしてきた強みがあります。

このため、県では、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会<sup>2</sup>から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」とこれらの分野を下支えする共通的土台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10つの政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくこととしました。

そこで、本計画においても岩手県の教育の現状・課題と今後の方向性について、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、「幸福」を守り育てる社会を岩手から創り上げていくという視点で整理することとしました。

また、整理した現状・課題等について、未来を拓く多様な人材を育成するための「学校教育」と、家庭の教育力の向上を図るとともに、生涯にわたって様々な形で学び続けられる環境を整える「社会教育・家庭教育」の2つの柱に分けて整理して

います。

この「学校教育」と「社会教育・家庭教育」は密接に関係していることから、社会教育施設等を活用した学習の場や、学校・家庭・地域が連携した活動など、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」が相互に連携し、一体的に岩手県の教育を支えていく取組を進めていくことが重要となります。

## (1) 学校教育における現状と課題

### ① 子どもたちをめぐる課題

- ・ 社会と連携・協働し、新しい時代に必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、新学習指導要領<sup>3</sup>が2020年度から順次実施されます。

このことに伴い、小学校の外国語教育などの新しい教科等への対応と、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進していくことが求められています。

- ・ 全国学力・学習状況調査結果では、「授業の内容が分かる」と答える児童生徒が継続して増加しています。

一方で、特定の教科について全国平均との学習定着度の差が生じているほか、全国と比較して家庭学習時間が少ない現状にあることから、家庭学習の定着や教員の授業力向上への取組が課題となっています。

- ・ 携帯電話やスマートフォンなどが子どもたちにも急速に普及したことで、多様な情報に触れることが容易になってきています。

一方で、SNS<sup>4</sup>（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用により犯罪に巻き込まれる事例や、インターネット上での誹謗中傷が深刻化するなどの課題が顕在化してきており、情報モラル教育をはじめ、子どもたちが適切に情報を取り扱う能力や、情報社会に主体的に対応する力を育成していく必要が学校教育にも求められています。

- ・ 平成28年（2016年）に開催された希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機として、児童生徒の運動やスポーツに対する意識が高まってきている中で、運動時間の多い児童生徒の割合や運動能力の高い児童生徒の割合が全国平均を上回っています。

一方で、冬期間の運動量の減少やバス・自家用車による移動の影響もあり、肥満傾向の児童生徒が全国平均を上回っているなど、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が進んでいるため、全ての子どもたちに運動習慣を定着させる取組が求められています。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、教育インフラの充実が遅れており、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達段階に応じた支援や指導が求められています。
- ・ いじめ認知件数の増加は、学校において積極的な認知が進んでいる実績としては評価できる一方、いじめを一因とする自殺等の重大な事案の発生を防止するためにも、いじめの未然防止と早期に認知したいじめを組織的な指導体制等により、適切に対処していくことが、今後、なお一層求められています。
- ・ 暴力行為の発生件数は、いじめの積極的な認知の促進に伴い、けんかなどのいじめが暴力行為へも計上されており増加傾向にあるものの、全国水準よりも低く推移しており、今後も引き続き暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組む必要があります。
- ・ 不登校児童生徒数は、全国の中でもトップクラスの低い水準を維持していることから、いじめや学校不適應などの不登校原因の実態把握をしっかりと行い、引き続き心のサポートや相談体制の充実に取り組む必要があります。

## ② 教員の人材確保・育成と環境整備

- ・ 定年による教員の大量退職や志願者数の減少などにより、全国的な教員不足が顕在化してきています。

岩手県においても、今後、教員の大量退職が続くことが見込まれていることから、多様な評価に基づく採用選考試験などにより、高い志を持つ有為な教員の確保を図っていく必要があります。

- ・ 教員の資質能力の向上は、主として現場における実践の中で知識・技能が伝承されることにより行われてきました。

今後、教員の大量退職により、新採用職員等の増加が見込まれること等から、教員のスキルを組織的にどのように継承していくかということなどが課題となっています。

- ・ 社会状況の変化や保護者からの期待の高まり等を背景として、教員の負担が増加し、日々子どもと接しその人格形成に関わっていくという使命を果たすことが困難となっており、質の高い学校教育を継続させていくことが課題となっています。

このため、今までの献身的教師像を前提とした学校の組織体制を改善し、教員と他の専門スタッフ等が連携した「チームとしての学校<sup>5</sup>」を推進するなど、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

## ③ 高校卒業後の進学や就職を取り巻く環境

- ・ 平成 29 年 3 月の県内高校卒業生の大学等への進学率は 43.6%で、全国平均の 54.8%に対し低い水準にあります。

一方で、年々大学等への進学率が増加している傾向にある中で、高校と大学の円滑な学びの接続や、2020年度から導入される大学入学共通テストなどの大学入試制度改革への対応が求められています。

- ・ 労働市場構造や若者の職業観が変容してきている中、生産年齢人口の減少による全国的な人材獲得競争が激しさを増しています。

岩手県でも、近年、北上川流域を中心に自動車や半導体関連産業などの産業集積が急速に進み、県内企業の人材不足が深刻化している中で、平成29年3月の県内高校卒業生の県外企業等への就職率は、全国平均が18.8%であるのに対し、32.2%と依然高い傾向にあります。

地域産業を支える人材を確保していくためには、岩手でも確かな雇用の機会が得られ、魅力ある企業が多数あることを子どもたちや保護者・教職員が十分に理解することが重要です。

このため、大学等卒業後のU・Iターン等も見据えたキャリア教育など、産業界とも連携した取組を充実させていくことが求められています。

#### ④ 学校の統廃合や施設の老朽化

- ・ 児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が進行する中で、教育の質の保証と学ぶ機会の保障を推進していく必要があります。

また、学校施設や社会教育施設の老朽化が進行していることから、計画的に施設の改修を行うなど、児童生徒が安心して学べる施設整備を進める必要があります。

## (2) 社会教育・家庭教育における現状と課題

### ① 家庭の状況変化

- ・ 三世帯世帯の割合が減少し、ひとり親世帯が増加傾向にあるため、子育ての悩みなどを身近に相談できる相手がいない家庭が増加しているなど、子育て世帯の地域社会との関わり方が変容してきています。

教育を学校や他人に任せがちな保護者や、子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、学校だけではなく、社会全体の教育力を向上させていくことが必要です。

### ② 地域コミュニティの変化

- ・ 都市部における人間関係の希薄化や、農村部における人口減少などにより地域コミュニティの力が低下してきており、地域の課題を地域で解決できなくなっている傾向にあります。

このため、教育振興運動などを通じた学校運営への参画や、文化芸術・スポ



ーツなども含めた生涯学習を通じた地域活動やボランティア活動などの活性化を促すことにより、地域コミュニティの維持向上が図られていくことが期待されます。

### ③ 人生 100 年時代の到来

- 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、平均寿命が著しく伸長し、今後、人生 100 年時代の到来が予測されている中、情報化やグローバル化の進展に伴う新しい知識・技術の習得、心の豊かさにつながる学びや生きがいがづくりなど、生涯にわたった多様な学習ニーズが高まっています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中では、生涯にわたって自ら学習し、学んだ知識や技能を生かして、定年後も働き続けるなど、地域社会に貢献し続ける人材が求められています。

このため、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたって地域で活躍してもらうための学び続けられる環境づくりが今まで以上に重要となっています。

### ④ 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

- 文化芸術では、「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」が世界遺産に登録されるなど、岩手県の風土や伝統に根差した文化芸術が世界的に認められてきています。

また、スポーツでも、平成 28 年（2016 年）に開催した「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」に始まり、ラグビーワールドカップ 2019<sup>TM</sup>の釜石開催や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを通じて、県民のスポーツへの関心が年々高まってきています。

地域における文化芸術やスポーツに触れる機会の増大は、子どもたちの心身の健やかな成長に加え、地域への誇りや愛着を深めるきっかけとなるとともに、それに関わる地域の人々の生涯を通じた学びにもつながっていくことから、学校教育だけでなく社会教育の面でも重要な役割を担います。

#### 【用語解説】

<sup>1</sup>人生 100 年時代：100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことで、リンダ・グラットン の著書「LIFE SHIFT -100 年時代の人生戦略」が世界中で話題となったもの。ある海外の研究では、2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されている（人生 100 年時代構想会議）。

<sup>2</sup>「岩手の幸福に関する指標」研究会：岩手の幸福に関する指標の策定等に当たり、専門的観点から研究・調査を行うために平成 28 年 4 月に県が設置した研究会。

<sup>3</sup>新学習指導要領：2016 年度に改訂された学習指導要領で、2020 年度から小学校、2021 年度から中学校、2022 年度から高等学校で全面実施される予定。

<sup>4</sup>SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

<sup>5</sup>チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。



## 第2章 目標・取組の視点

### 1 目標

#### ■ 基本目標

## 学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり

少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化が急速に進展し、人口減少社会へ突入していくことは避けられない状況となっています。

このような中、資源に乏しい我が国が将来にわたって飛躍していくためには、人こそが最大の資源であり、個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を社会全体で育てていくことが不可欠です。

未来の岩手をつくるのは、未来に生きる今の子どもたちです。

人口減少が止まらず、ふるさと振興への期待が高まる中、子どもたち一人ひとりの人格の完成と夢の実現を支え、新たな社会を創っていく担い手として育てていくことが、これからの岩手の未来を拓く礎となります。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、生涯を通じた学び直しやキャリアアップを通じて元気に活躍し続け、何歳になっても未来に夢と希望をもって暮らすことができる社会を実現していくことが、今後ますます重要となってきます。

これらのことを県民一人ひとりが再認識してもらい、岩手らしさである多様な豊かさをつながりの中での「学び」と、東日本大震災津波を経験し、世界中の人々からの応援に支えられながら県民一丸となって復興に取り組んできた「絆」の力のもと、全ての人々が自らも学び続け、その成果を地域づくりに還元しながら、主体的・相互的に教育に携わっていく県民総参加の「社会を創造する人づくり」を実現していくことが必要です。

また、県民が一丸となった取組を進めるためにも、教育委員会においては、全ての教職員に対して教育に携わる職業人として倫理観、使命感の一層の醸成に努めながら、県民の皆様からの信頼と期待に応えていきます。

今後5年間の岩手の教育振興は、「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を基本目標に、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」を柱とする、次の2つの「目指す姿」の実現に向け、教育関係者等の力を結集してその実現に一体となって取り組んでいきます。

## 目指す姿

### 1 学校教育における目指す姿

子どもたちが、地域とともにある学校において生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

岩手県には、多くの偉人を育んできた人づくりの土壌があります。

岩手の地にしっかりと足をつけ、リーダーとして地域を支える人材や、全国・世界の舞台上で活躍しながら岩手とのつながりを持ち続ける人材が、この岩手の地から数多く輩出されてきていることにより、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さを、岩手の子どもたちも身近に感じることができるようになってきています。

様々な可能性を秘めた子どもたちが、地域の歴史や文化などに触れながら自己を実現するための夢や希望を持って育ち、将来、岩手で、世界で活躍していくための教育を進めていくことは、次世代の子どもたちが郷土への愛着や誇りを育むことにもつながっていきます。

夢に向かって歩んでいく子どもたちを育てていくことが教育の使命です。

そのためには、岩手もつ自然環境や様々な歴史、文化の資源など、多様な豊かさや地域とのつながりの中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる人間形成を目指し、岩手の子どもたちに「生きる力」をしっかりと身に付けてもらう学びを実践していきます。

そして、紡がれた子どもたちの夢の広がり、豊かで希望あふれる岩手の未来を持続可能なものにしていきます。

県民が主体的・相互的に連携することにより、家庭の教育力の向上が図られるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加を通じて、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。

しかし、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変容してきています。

また、健康志向の高まりや医学の進歩、生活水準の向上等により、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来が近づいてきています。

長い人生を健康で心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自ら学習し、生き生きと学び続けられる環境づくりが求められています。

いつまでも元気に社会の中で活躍し続けることは、地域づくりや文化芸術・スポーツ活動への参加などを通じて、豊かで活気のある地域社会の形成にも貢献することにつながります。

県民一人ひとりが学び続けていくことにより、自らの生活を充実させるとともに、人生の先輩として、子育てや家庭教育の支援につながる活動など、地域の子どもの育成にも関わってもらうことが大切です。

そのことが、岩手県の人と人とのつながりを大切にする「結（ゆい）」の精神と「絆」の力のもと、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動による学校と家庭・地域の協働など、県民総参加の「社会を創造する人づくり」の実現にもつながっていきます。

基本目標のもと、2つの目指す姿を県民ぐるみで実現していくために、教育行政を推進していくうえで重要なポイントとなる3つの取組の視点を掲げます。

## 視点1

## 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、原敬、後藤新平、新渡戸稲造、宮澤賢治など多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。

また、「結（ゆい）」の精神や、50年以上の長きにわたり地域ぐるみで岩手の子どもたちを育ててきた教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた土壌もあります。

このような多様な豊かさや長い歴史の中で引き継がれてきた地域コミュニティの力など、岩手ならではの強みがある一方で、児童生徒の減少により学校の統廃合や小規模化が進む中、広い県土や多くの中山間地を持つ岩手県では、地域格差のない教育の質の保証と学ぶ機会の保障などが求められています。

このため、岩手ならではの強みを最大限に生かしながら、岩手特有の課題にもしっかりと取り組んでいく「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」を、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいくための重要な視点としてしっかりと位置付け、教育行政の果たすべき責務として推進していきます。

岩手県は平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災津波を経験し、多くの尊い命が犠牲になり、子どもたちにも深い悲しみと心の傷を与え、多くの学びの場が奪われました。

忘れることができない大変つらい経験ではありましたが、その一方で、自然の怖さや命の大切さ、困難に直面してもあきらめることなく自ら考え行動する力、人とのつながりや助け合いの重要性など、多くの教訓を残してくれました。

この経験や教訓を学びに変え、県内外に発信し、後世に語り継いでいくことも、まさに、「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」の実践です。

## 視点2

### 郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口が減少する中、全国的に様々な産業の分野において、慢性的な人手不足が懸念されています。

岩手県においても例外ではなく、農林水産業や医療・福祉・介護、商工業分野などの人材不足が深刻化しています。

このような深刻な人材不足の中で、第4次産業革命<sup>1</sup>やグローバル化の進展など、急激に変化する時代に対応し、持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、地域産業を支えていく人材を、岩手の教育の中でしっかりと育成していくことが急務です。

そのためには、郷土への誇りや愛着を育む教育が重要であり、郷土への誇りや愛着は、郷土に住みながら郷土をもっと良くしていきたいという「ふるさと振興」の意識を一層高めることにつながっていきます。

また、県外や外国で生活していても、郷土への思いや、これまでのつながりが様々な形となって、岩手の発展を支援することにつながっていくものと期待されます。

このため、「郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成」という視点で、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいきます。

## 視点3

### 学びの場の復興の更なる推進

東日本大震災津波の発災から（8）年が経過しましたが、被災した方々が安心して心豊かに暮らせる生活環境の実現に向け、支援体制を継続していくことが重要です。

教育分野においても、被災した学校施設の復旧整備は進んでいますが、県民の学びの場となる野外活動センターや公民館等、まだ復旧できていない社会教育施設が残っています。

また、被災した児童生徒の就学支援や心のサポートについては、今後も継続していく必要があります。

さらには、「いわての復興教育」などによる地域の復興・防災に関する教育や、学校・家庭・地域が協働したコミュニティの再生などの地域の創生に、長期的な視点に立って、引き続き取り組んでいくことが求められています。

このため、「学びの場の復興の更なる推進」の視点に立って、県政の最重要課題の一つである東日本大震災津波からの復興を着実に推進していきます。

**【用語解説】**

<sup>1</sup>第4次産業革命：人工知能（AI）やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

### 3 次期総合計画との柱立て項目の関係

次期総合計画との柱立て項目の関係を次のとおり整理します。

#### 次期総合計画

幸福を守り、育てる 10 の政策分野

#### I 健康・余暇

5 生涯を通じて学び続けられる場づくり

#### II 家庭・子育て

6 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

7 地域コミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもを教え、育む仕組みづくり

#### III 教育

11 【知育】児童生徒の確かな学力の育成  
 12 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成  
 13 【体育】児童生徒の健やかな体の育成  
 14 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進  
 15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校づくり  
 16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質向上の推進

18 地域に貢献する人材の育成

#### IV 居住・コミュニティ

#### V 安全

#### VI 仕事・収入

#### VII 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくり

#### VIII 自然環境

#### IX 社会基盤

#### X 参画

#### (仮称) 教育振興計画

学校教育と社会教育・家庭教育の2つの政策分野

#### ② 社会教育・家庭教育(1)

9 学校と家庭・地域との協働の推進

10 子育て支援や家庭教育支援の充実

11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

#### ① 学校教育

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

2 確かな学力の育成

3 豊かな心の育成

4 健やかな体の育成

5 特別支援教育の推進

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

7 学びの基盤づくり

8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

#### ② 社会教育・家庭教育(2)

12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承



## 第3章 具体的な施策の内容

本章では、第2章で示したとおり、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つ政策分野における、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容について、それぞれ次のとおり示します。

### 学校教育

#### 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

##### (1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波発災からの時間の経過による記憶の風化や、震災後の様々な社会状況の変化を踏まえ、震災の経験や教訓を生かした「いわての復興教育<sup>1)</sup>」を引き続き推進し、県内外への発信や後世に語り継いでいく必要があります。
- 2 人口減少・少子高齢化が進行する中、ふるさと振興を推進するため、児童生徒や保護者に対し地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める必要があります。  
また、岩手県は、司馬遼太郎の著書の中で「明治以降の日本における最大の人材輩出県」と記されているなど、政治家や学問・思想の世界の優れた人物をはじめ多くの偉人を育ててきた県であることから、岩手県の子どもたちに岩手にゆかりがあることの誇りやふるさとへの愛着を醸成していく必要があります。
- 3 人口減少・少子高齢化の進行や岩手県の産業集積の進展を背景に、岩手県の地域づくりや産業を担う人材を育成するため、地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める取組などにより、キャリア教育やライフデザインを考える学習などを推進する必要があります。
- 4 グローバル化、情報化社会が進展する中、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材<sup>2)</sup>）、イノベーション<sup>3)</sup>を創出する人材の育成や、優れた才能・個性を伸ばす教育環境を整備していくことが求められています。



## (2) 目指す姿

- 1 「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」<sup>4</sup>という3つの教育的価値を身に付けています。
- 2 産業界とも連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進により、社会人・職業人として自立するために必要な基礎的素養や、社会の変化に対応し主体的に人生設計を立てて進路を選択できる能力が身に付いています。
- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進するための交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローバル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり・理科・数学などに対する関心を高めるための教育環境整備の推進により、岩手の産業や地域を支える人材や、世界で活躍する人材など、優れた才能をもった児童生徒が育っています。

### 【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小86.5% 中73.2%	小86.7% 中74%	小87% 中74.5%	小87.5% 中75.5%	小88% 中76%	小88% 中76%	
② 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	小 - 中 - 高 -	小 - 中 - 高 -	小 - 中 - 高 -	小 - 中 - 高 -	小 - 中 - 高 -	小 - 中 - 高 -	
③ 中学3年生及び高校3年生時において、必要な水準に相当する英語力を有している生徒の割合	中 37% 高 36%	中 50% 高 50%	中 50% 高 50%	中 50% 高 50%	中 50% 高 50%	中 50% 高 50%	
④ 高卒者の県内就職率	65.8%	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%	84.5%	

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 「いわての復興教育」の推進

- ・ 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流による学習や、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、成果発表会の開催や、「いわての復興教育」プログラムの見直しにより副読本を改訂し、教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 地域の状況に応じ、自他の命を守り、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を子どもたちに育成するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、県内全ての学校が子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組めます。

#### 2 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進

- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促す取組を推進します。
- ・ 児童生徒が地域を理解し、地域に貢献する態度を育成するため、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組を推進します。
- ・ 地域の環境に関する理解や意識を深めるため、関係機関と連携し、ジオパーク学習のための教育プログラム開発や、環境学習施設を活用した総合的な学習・特別活動などに取り組めます。

#### 3 キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・ 児童生徒が自らのあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、各学校で「キャリア教育全体計画<sup>5</sup>」を策定し、計画的・組織的にキャリア教育に取り組めます。
- ・ 児童生徒の職業観や勤労観を育成するため、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習の充実と質的向上を図ります。
- ・ 児童生徒や保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会やガイダンスの開催などに取り組めます。
- ・ 児童生徒が意欲的に夢を追い求め、実現できる「人生設計力」を育むため、外部人材等を活用したライフデザインに関する講演や、社会人と交流を深め社

会や経済について理解する取組などを推進します。

#### 4 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外への修学旅行や海外派遣等による国際交流の機会、県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の拡充などに取り組みます。
- ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力を向上するため、小学校教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修の充実や中学校・高等学校における教員研修の改善、児童生徒の学習意欲の向上に向けた外部検定試験の活用やイングリッシュキャンプの実施などを推進します。

#### 5 イノベーションを創出する人材の育成

- ・ 専門人材の活用による講演や研究事業等を活用し、理科・数学への関心を高め、児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 産業界と連携し、これからの技術革新に対応するために求められる資質・能力を共有の上、専門技能等の習得を含めた教育の充実を図ります。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」に示されている考え方にに基づき、それぞれの実情に応じて、復興教育及びキャリア教育に取り組みます。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、県等が実施する国際的な人材を育成する事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。

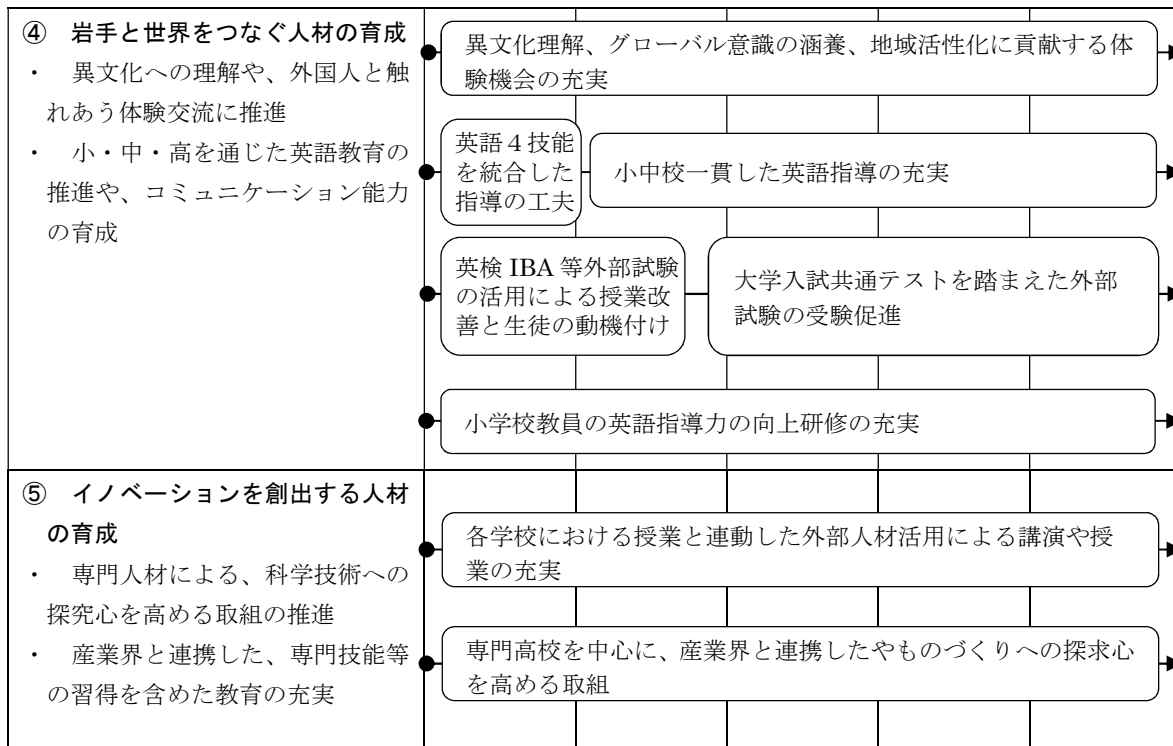
- 2 家庭及び地域は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材を育成します。
- 3 産業界は、学校と連携し、児童生徒や保護者が地域産業や伝統産業等に理解を深める学習を支援するほか、社会で求められる資質・能力の習得を図る教育へ支援します。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、復興教育・キャリア教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充するほか、学校

における理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援し、イノベーションを創出する人材育成を目指します。

## (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 「いわての復興教育」の推進</b> ・ 震災の教訓や、教育的価値が継承される復興教育の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             いわての復興教育スクールの実施、充実             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">内陸部と沿岸部の学校の交流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">異校種間の交流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">地域と連携した復興教育の実施</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             副読本の改訂             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; display: inline-block;">復興教育副読本の活用</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             児童生徒による実践発表会の開催           </div>				
<b>② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進</b> ・ 岩手の豊かな自然や文化、先人達等について学び、ふるさとへの誇りと愛着を醸成 ・ 産業界等との連携による、地域産業等への理解の促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             「いわての復興教育」や総合的な学習時間等を活用した、地域を探究する学びの推進           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             産業界等との連携体制の構築             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; display: inline-block;">産業界等と連携した、地域産業や伝統産業を理解する学びの推進</div> </div>				
<b>③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成</b> ・ 各学校策定の「キャリア教育全体計画」の実情に応じた着実な実施 ・ 発達段階に応じた、産業界等と連携したインターンシップ等の体験的な学習の充実 ・ 産業界と連携した児童生徒や保護者等の地元企業等への理解の促進 ・ 児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             指針の改訂             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; display: inline-block;">改定指針に基づくキャリア教育の推進</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             各学校におけるキャリア教育全体計画の毎年度着実な実施           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             企業見学会や企業ガイダンスへの参加を推進           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             産業界等との連携体制の構築             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px; display: inline-block;">産業界等との連携による地域産業への関心を醸成する取組推進</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             各学校における教科横断的な指導の充実              外部人材等の活用           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ライフデザインに関する講演や社会人との交流の推進           </div>				



【用語解説】

<sup>1</sup>いわての復興教育：東日本大震災津波の教訓や体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り開く力を育むとともに、県内の全ての学校が心をつなげて震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を支える「ひとづくり」を進めていくための教育。

<sup>2</sup>グローバル人材：地球規模の視野で物事を考えつつ、必要に応じて地域視点で行動するような、国際的な視点を持って地域で活躍する人材のこと。グローバルは、グローバル（Global：地球規模の、世界規模の）とローカル（Local：地方の、地域的な）という言葉を掛け合わせた造語。

<sup>3</sup>イノベーション：本来は「革新」や「一新」という意味であるが、ただ単に新しくするのではなく、これまでの常識が変わるほど社会を大きく動かす技術的な革新や、新しい概念を指す。

<sup>4</sup>「いきる」「かかわる」「そなえる」：【いきる】（生命や心について）【かかわる】（人や地域について）【そなえる】（防災や安全について）。東日本大震災津波の体験からクローズアップされた教育的価値を3つに分類し、それぞれに【いきる】【かかわる】【そなえる】というテーマを付けたもの。「いわての復興教育」は、震災の経験を後世へ語り継ぎ、自らのあり方を考え、未来志向の社会を作るために、3つの教育的価値を育てることを目的としている。

<sup>5</sup>キャリア教育全体計画：学校の教育活動全体を通してキャリア教育に取り組むために、児童生徒の実態や学校の課題を明らかにし、各学校におけるキャリア教育に関する目標を示したもの。

## 2 確かな学力の育成

### (1) 現状と課題

- 1 複雑で予測困難な時代の中で、児童生徒が未来を切り拓いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに推進する必要があります。
- 2 学習定着度を測定する調査等の分析結果を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、平成 30 年度全国学力・学習状況調査では、全国平均を 4 ポイント下回っている教科があるほか、家庭における学習時間が、全国平均と比べて少ない状況にあります。
- 3 児童生徒自らが希望する進路を実現できる環境を整備し、主体的に未来を開拓する多様な人材を育成する必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 各学校において、学校や児童生徒等の実態把握に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が行われ、幼児児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や自立的に学ぶ態度が身に付いています。
- 2 学力の定着を一層図るために、保護者が主体的に子どもの家庭学習に関わるなど、家庭や地域と連携・協働した家庭学習等の充実により、幼児児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着が図られています。
- 3 産業界が求める人材や、国において進められている高大接続改革<sup>1</sup>等の方向性を見据え、学習内容の充実や学校評価の改善に向けた取組を進め、生徒が目指す進路が実現されています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 学力が全国平均以上の児童生徒の割合	(2018) 小国 58% 小算 50% 中国 56% 中数 46%	小国 59% 小算 51% 中国 57% 中数 47%	小国 60% 小算 52% 中国 58% 中数 48%	小国 60% 小算 53% 中国 59% 中数 49%	小国 60% 小算 54% 中国 60% 中数 50%	小国 60% 小算 55% 中国 60% 中数 50%	
② 主体的に学ぼうとする児童生徒の割合	小- 調整中 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	
③ 学校全体で、児童生徒のつまずきに対応した授業改善を各教科共通の方針の下に行っている児童生徒の割合	小- 調整中 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	
④ 学校の状況に応じた進路目標を達成した高校の割合	69.8%	70%	75%	80%	85%	90%	

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる、児童生徒の資質・能力を確実に育むため、カリキュラム・マネジメント<sup>2</sup>を推進するとともに、ICT・新聞・統計資料などを活用した学習や、教科横断等による問題発見・解決学習などに取り組みます。
- ・ 教員の指導力向上を図るため、プログラミング教育の導入に係る先進事例の創出や、モデルカリキュラムの作成などに取り組みます。
- ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センター（仮称）を設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。



- ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実や、学習状況調査や高校入試の改善などに取り組みます。

## 2 諸調査やICTの活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに対応したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容改善と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導の改善、校種横断的な連携の取組など、学校や児童生徒等の実態把握に基づくCAPDサイクル<sup>3</sup>による授業改善を推進します。
- ・ 学校における授業改善などを支援するため、各種学習調査結果等のデータを活用した効果的な指導方法や学校運営等に関する研究、小中高一貫したデータの構築等に関する研究などを推進します。
- ・ 教員の指導力向上を図るため、授業づくりの基盤となる全県的な共通指針を改善するとともに、教員研修や学校への訪問指導等の体系化を推進します。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等の学習の充実を図るため、ICT環境を整備し、教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより、ICTを活用した効果的な授業を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、家庭や地域と連携し、授業と連動した計画的で効果的な家庭学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習進度などに応じた教育を推進します。

## 3 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決を牽引する人材など、将来の岩手県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、大学入試制度改革に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門技術等の習得などに取り組みます。

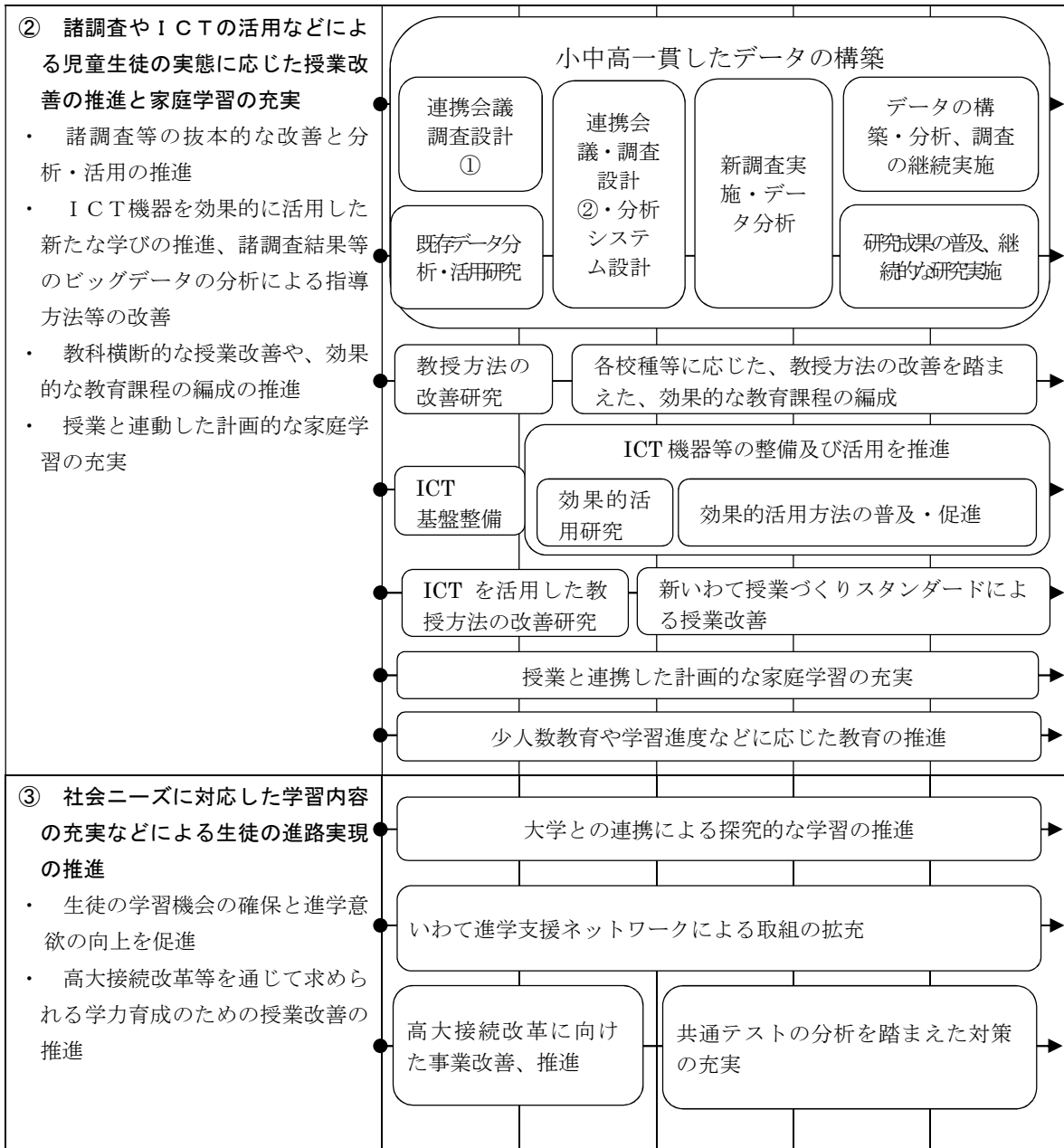


#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校長のマネジメントのもと、それぞれの課題に応じた学力向上対策へ組織的に取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまづきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のためのCAPDサイクルに基づく取組を推進します。
- 2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組みます。  
また、早寝早起きや、テレビやスマートフォンの適切な視聴や使用など、家庭における生活習慣の改善に取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学力向上に組織的に取り組む学校の優良事例等を他の学校に広げ、教員の指導力等資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働した学校の家庭学習の充実などの取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成 ・ 幼保小連携の推進 ・ 幼児期から高校教育までの円滑な接続を推進	学習指導要領の着実な実施に向けた取組支援 改訂周知 言語能力、問題発見・解決能力等の基盤となる資質能力の育成				
	ICT、新聞。統計資料などを活用した学習の推進				
	教科横断等による問題発見・解決学習の推進				
	就学前から高校教育までの各段階の連携の推進				
	個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導				
	小中・中高が合同した教育研修の充実				



**【用語解説】**

<sup>1</sup> 高大接続改革：高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学選抜改革を通じて学力の3要素を確実に育成・評価する三者の一体的な改革。

<sup>2</sup> カリキュラム・マネジメント：各学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況进行评估してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

<sup>3</sup> CAPDサイクル：「C（現状把握・分析）現状の問題点を把握し原因を分析する」、「A（改善）改善内容を立案」、「P（計画）改善案を基に具体的な施策を計画」、「D（実行）計画に基づき施策を行う」サイクル。PDCAサイクルが計画から改善までに時間を要し、隔たりがある場合もみられるのに対し、CAPDサイクルは、改善から次の計画までのサイクルが循環しやすい、より実効性の高い連続性をもった改善サイクル。

### 3 豊かな心の育成

#### (1) 現状と課題

- 1 平成 30 年度から小学校、平成 31 年度から中学校で、道徳が「特別の教科」化されるなど、「考え、議論する」道徳授業<sup>1</sup>を要とする、社会の中で共存していく人間性や社会性を育成するための道徳教育の充実が求められています。
- 2 平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小中学校全体では 81.2%（全国 77.2%）と全国水準より高い状況にありますが、更にその割合を高めていく必要があります。
- 3 平成 29 年度子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向{1 か月の読書冊数：小学校 5 年生 16.4 冊（全国 11.1 冊）}にあることから、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- 4 児童生徒の豊かな情操や感性の醸成などに向け、学校における文化部活動や文化芸術鑑賞などが広く行われていますが、郷土の伝統文化を含めた優れた文化芸術に触れる機会を更に充実させる必要があります。
- 5 家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって児童生徒の人間性と社会性を育むため、学校や家庭及び地域社会のそれぞれの役割と責任を確認し、相互の連携を一層強めていく必要があります。
- 6 選挙権年齢や成年年齢の 18 歳への引き下げに伴い、児童生徒に対し、自立した社会人として、他者と連携・協働しながら社会を形成する力や、社会生活において合理的に意思決定できる力を育成することが求められています。

#### (2) 目指す姿

- 1 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実や、自然体験活動・読書活動等を通じて、児童生徒一人ひとりの豊かな情操や自己肯定感<sup>2</sup>が育成されるとともに、良好な人間関係を構築できる協調性や、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重するなどの基本的な道徳性や規範意識が身に付いています。
- 2 文化芸術鑑賞や文化部活動などをきっかけに、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことができる豊かな素養が身に付いています。

- 3 主権者教育や消費者教育などを通じて、主体的に社会形成に参画する態度を養うことにより、主権者としての自覚と政治的への関心や、自立した社会人として合理的に意思決定できる力などが身に付いています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値					(参考値) 2023
		2019	2020	2021	2022		
① 人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	小66% 中60% 高57.1%	小67% 中60% 高58%	小68% 中61% 高59%	小69% 中62% 高60%	小70% 中63% 高61%	小71% 中64% 高62%	
② 自己肯定感を持つ児童生徒の割合	小82.3% 中76.9%	小83% 中77%	小83.5% 中78%	小84% 中79%	小85% 中80%	小85% 中80%	
③ 「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合（小学校・中学校・高等学校）	小- <b>調整中</b> 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	小- 中- 高-	

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成

- ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳の指導方法の改善に向けた教員研修や、学校行事等を通じた児童生徒の話し合いの機会を拡充するなど道徳教育の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の自死を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動を活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」などの充実に取り組みます。

2 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

- ・ 幼児児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。

- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充及び研修会の実施等、学校図書館を生かした活動の充実に取り組みます。

### 3 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 文化芸術への理解を深めるため、優れた文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

### 4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 成年年齢引き下げに対応し、児童生徒が将来において、主体的に社会の形成に参画できるよう、地域課題の学習等を通じた主権者教育や、多様な契約、消費者保護のしくみなどを学習し、社会の発展に寄与する態度を育成する消費者教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒が他者と連携して、よりよい社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業等でのグループ活動や話し合いを充実させるとともに、学年間交流、異校種間交流などに取り組みます。

## (4) 取組にあたっての役割分担

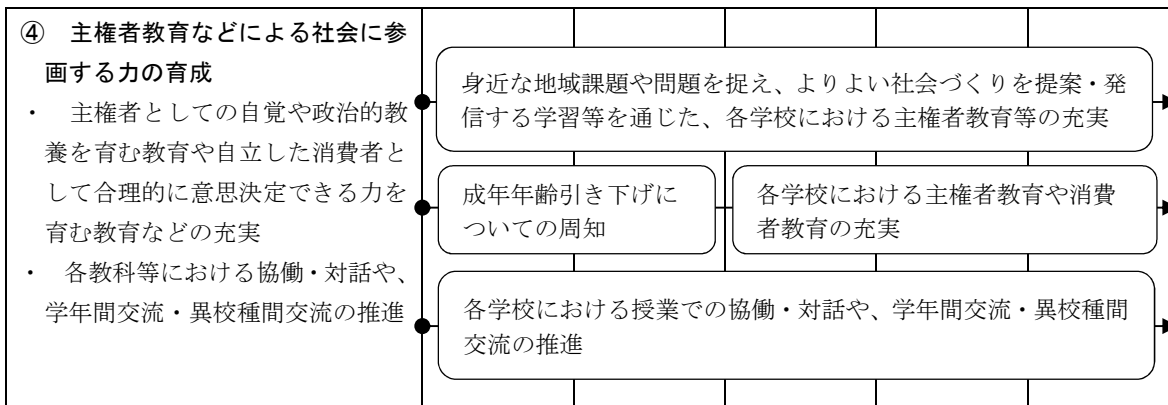
- 1 各学校は、「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画の重要な柱として明確に位置付け、道徳教育や体験活動、文化芸術活動などに取り組んでいきます。

また、家庭・地域・行政との連携による教育活動の推進をするとともに、学校図書館の整備・充実、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進を通じ、読書習慣の形成・読書の機会の確保により、読書への関心を高めます。

- 2 家庭は、地域で行われる様々な体験活動に、積極的に子どもを参加させます。
- 3 地域及び企業等は、学校と協働して行う地域学校協働活動としてのボランティア活動や読書活動などの様々な体験活動への支援、協力を行います。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域や関係機関と協働した各学校における道徳教育や、読書活動や体験活動の充実などの取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 自他の生命を大切にし、他人の権利を尊重する心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別の教科 道徳」等の実施により「考え、議論する道徳」の推進</li> <li>自死予防対策として相談体制の整備や命を大切にする教育などを充実</li> </ul>	<p>「特別の教科 道徳」等の実施による「考え、議論する道徳」教育の充実</p> <p>道徳の指導改善に向けた教員研修の実施</p> <p>学校行事を通じた児童生徒の話合いの機会の拡充</p> <p>自死予防対策の徹底</p> <p>相談機能の充実、自死予防教育の充実</p>				
<p>② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成感や成功体験から課題解決能力を身に付けるための体験活動の推進</li> <li>物事に主体的に関わり素直に感動できる豊かな情操を育てる読書活動の充実</li> </ul>	<p>各学校における様々な体験活動の推進</p> <p>教育振興運動と連携した多様な体験活動の推進</p> <p>第4次いわて子ども読書プランの策定</p> <p>第4次いわて子ども読書プランの周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実</p> <p>第5次いわて子ども読書プランの策定に向けた実態把握</p> <p>子どもの読書状況調査実施による読書に親しむ児童生徒の状況の把握と対応</p> <p>学校司書の配置の拡充による学校図書館機能の充実</p> <p>学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会の提供</p>				
<p>③ 学校における文化芸術教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の価値や良さの理解を深めるため、文化芸術活動等の鑑賞や体験の機会を充実</li> <li>学校の文化部の一層の活性化に向けて、文化芸術活動の技能向上の講習や発表の機会などの支援</li> </ul>	<p>学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会の充実</p> <p>文化部の活性化に向けた技能向上の支援</p>				



**【用語解説】**

<sup>1</sup>「考え、議論する」道徳授業：授業の中で、道徳的価値や問題について、学級の友達ともっと話し合いをしながら、多様な観点から各自の考えを磨き合い、自己との対話を深めながら実践へつなげていくことができる道徳科の目指す授業像を端的に表しているもの。

<sup>2</sup>自己肯定感：自分のよさや価値を前向きに受け止め、自分は大切な存在で周囲から必要とされている等と、自分自身を肯定的に受け止める感覚や感じ方のこと。

## 4 健やかな体の育成

### (1) 現状と課題

- 1 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会が開催され、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控えるなど、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっています。
- 2 平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、児童生徒の一週間の総運動時間{小学校 5 年生女子 723 分（全国 668 分）等}や、体力合計点{中学校 2 年生男子 44.22 点（全国 41.96 点）等}、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合{小学校 5 年生女子 89.0%（全国 87.3%）等}は全国平均を上回っている一方で、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや肥満傾向<sup>1</sup>の児童生徒の割合{8 歳 12.06%（全国 6.9%）等}が全国平均を上回っています。
- 3 冬期間の運動量の減少やバスや自家用車による移動の影響があることから、運動量増加に向けた取組が必要です。
- 4 部活動は、生徒の多様な学びの場としての重要な意義を持つ一方で、長時間練習や教職員の多忙化などの弊害も指摘されており、適切な部活動を推進していくとともに、地域での受け皿となる総合型地域スポーツクラブ<sup>2</sup>等との連携を図っていく必要があります。
- 5 生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れや、スマートフォン等の過度な利用による睡眠時間の不足などが心身に影響を及ぼしており、生涯の健康を支える力の育成が必要です。
- 6 生活習慣病や薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、児童生徒が健康についての正しい知識に基づき、自ら考え判断できる力を身に付ける必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 全ての児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、体育授業や部活動を通じて運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、健康の保持増進と体力の向上を図り、生涯にわたる健康な生活に必要な力が身に付いています。
- 2 家庭や地域と連携した健全な食生活と、健康と命の大切さを教える学校保健活



動や食育等により、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培い、基本的な生活習慣が身に付いています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男73.6%	小男74.0%	小男74.0%	小男74.5%	小男75.0%	小男75.0%
	小女82.9%	小女83.0%	小女83.0%	小女83.0%	小女83.0%	小女83.0%
	中男77.7%	中男78.0%	中男78.0%	中男78.0%	中男78.0%	中男78.0%
	中女81.3%	中女91.5%	中女91.5%	中女91.5%	中女91.5%	中女91.5%
② 「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と答える児童生徒の割合	小 91.7%	91.9%	92.0%	92.1%	92.2%	92.3%
	中 85.6%	85.8%	85.9%	86.0%	86.1%	86.2%
③ 「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲とされる児童生徒の割合	87.6%	87.7%	87.7%	87.8%	87.8%	87.9%

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ・ 幼児児童生徒に運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けさせるため、体育授業の改善、休み時間における運動遊びの奨励等の取組、家庭・地域との連携による取組により、1日60分以上、運動やスポーツに親しむ取組である「希望郷いわて元気・体力アップ60運動<sup>3</sup>」を推進します。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの体力向上に向けた課題に対応した取組の推進や学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒がスポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高める

ため、オリンピック・パラリンピアンを各学校へ派遣するなど、オリンピック・パラリンピック教育<sup>4</sup>を進めます。

## 2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを推進するため、「岩手県における部活動の在り方に関する方針<sup>5</sup>」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 効率的・効果的な部活動の推進や教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置するとともに、指導者研修の充実に取り組みます。
- ・ 部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による学校ごとの部活動連絡会や総合型地域スポーツクラブ等との連携推進会議を開催します。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校<sup>6</sup>に対し、優秀指導者<sup>7</sup>を長期的に配置します。

## 3 健康教育の充実

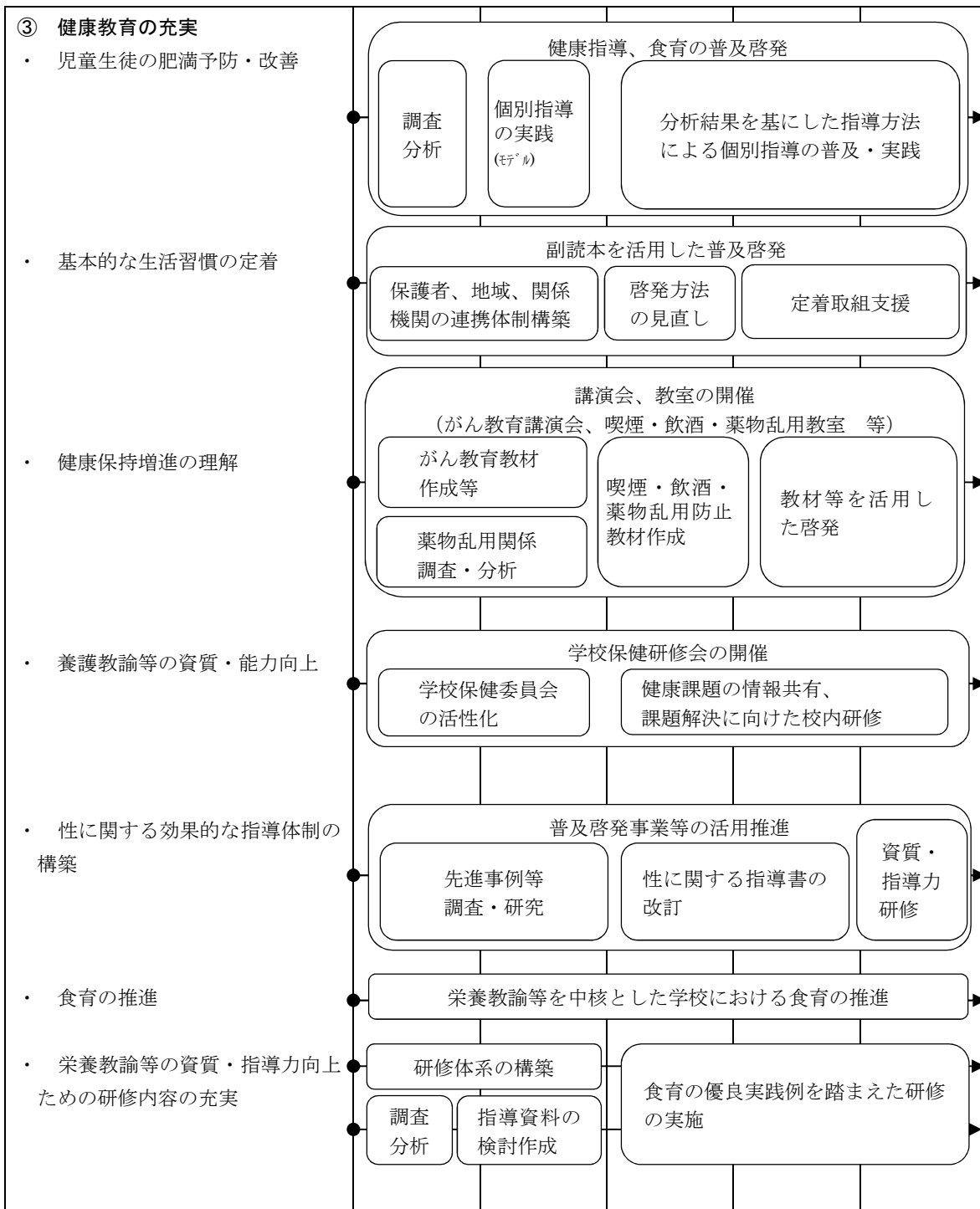
- ・ 児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、体験活動を通じた食への理解促進や、家庭への望ましい食習慣と適度な運動習慣づくりに関する啓発など、児童生徒の実態に応じた指導等に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図るため、保護者、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病や薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が性的平等の意識や望まない妊娠の防止、性感染症の予防等について正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。
- ・ 食育<sup>8</sup>推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ教職員が、児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが運動習慣を身に付けることができるように取り組みます。  
また、学校全体として部活動の指導・運営に係る適切な体制を構築します。
- 2 家庭や地域は、学校と協働しながら、運動習慣、基本的な生活習慣や、望ましい食習慣の形成の推進などに取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の充実</li> <li>・ 学校における体力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた研修の充実</li> <li>・ スポーツの意義や価値を学ぶオリンピック・パラリンピック教育の推進</li> <li>・ 幼児期の運動遊びに係る指導力の向上及び保護者への啓発促進</li> </ul>	モデル校の授業改善における実践研究の実施		授業改善における実践研究成果の拡大・普及		60運動の充実定着
	オリンピック等との直接交流によるオリパラ教育の推進		レガシーの継承やスポーツの価値等を学ぶオリパラ教育の推進		
	実践研究成果の普及と指導力の向上		幼児期の運動遊びに係る保護者への啓発促進		
<b>② 適切な部活動体制の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の普及・推進</li> <li>・ 高校生の部活動指導体制の充実</li> </ul>	部活動方針の関係者への理解・浸透		方針の見直し	部活動方針を踏まえた活動の徹底	
	生徒数減少等の課題把握や解決に向けた取組方向性の検討		関係団体との連携等による今後の取組方針の検討		取組の実施
	スポーツ特別強化指定校の指定による高校生の部活動の指導体制の充実				



#### 【用語解説】

<sup>1</sup> 肥満傾向：5歳から17歳を対象とした学校保健統計調査。肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重を求め、肥満度が20%以上の者である。(肥満度＝〔実測体重(kg)－身長別標準体重(kg)]／身長別標準体重(kg)×100(%) (「平成28年度学校保健統計(学校保健統計調査報告書)の公表について」より))。

<sup>2</sup> 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで(多世代)、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

<sup>3</sup> 希望郷いわて元気・体力アップ60運動：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催を契機として、児童生徒が1日に合わせて60分以上運動(遊びや生活行動を含む)やスポーツに親しむことを目指した取組の総称。

<sup>4</sup> オリンピック・パラリンピック教育(オリパラ教育)：オリンピック・パラリンピックを題材にして、(1) スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、(2) 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」)の定着・拡大、(3) 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成の推進を図る。

<sup>5</sup> 岩手県における部活動の在り方に関する方針：スポーツ庁が平成30年3月に示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、関係団体の代表者により構成される策定会議を経て、平成30年6月に策定しました。本方針は、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを目指して、適切な運営のための体制整備や適切な休養日や活動時間の設定について示しています。

<sup>6</sup> スポーツ特別強化指定校：当該競技種目のスポーツ振興に関して、学校及び地域からの協力・支援体制が整備されており、かつ全国高等学校体育大会等において複数年優秀な成績を収めた学校(運動部活動)から選定。

<sup>7</sup> 優秀指導者：これまでの指導実績等を考慮するとともに、熱意と意欲のある指導者の中から、県教育委員会が認定を行う。

<sup>8</sup> 食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 5 特別支援教育の推進

### (1) 現状と課題

- 1 国において、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン<sup>1</sup>」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。
- 4 特別支援教育サポーターの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、更に理解が促進されるよう取り組む必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 幼稚園から高等学校まで、特別な支援のための教育環境が整い、就学前から卒業後までの、切れ目のない一貫した教育が実現しています。
- 2 児童生徒一人ひとりが、その存在が認められ、個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制により、地域の学校で全ての児童生徒が「共に学び、共に育つ教育」の理念のもと成長しています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる児童生徒の割合	—	62%	64%	66%	68%	70%
② 「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数(累計)	70社	80社	85社	90社	95社	100社
③ 特別支援学校の教室不足数	調整中	—	—	—	—	—

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画<sup>2)</sup>」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による、総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画<sup>3)</sup>」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート<sup>4)</sup>や就学支援ファイル<sup>5)</sup>等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の下に、医療・福祉などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。
- ・ 早期からの適切な就学支援の促進を図るため、教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、必要な情報を得られるように教育支援に係るリーフレット等の作成・活用を推進します。
- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度<sup>6)</sup>や就労サポーター制度の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

## 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍<sup>7</sup>を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流や共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導<sup>8</sup>」を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 小中学校等における特別支援教育の推進を図るため、市町村立小中学校等の専門的な知識等を有する教員に特別支援教育中核コーディネーターを委嘱し、授業や研究、相談等への助言や援助を行います。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級等におけるAT（アシスティブテクノロジー）<sup>9</sup>やICT機器の更なる活用を推進します。

## 3 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

## 4 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級と通級による指導を担当する教員の専門性向上を図るため、1年目から3年目までの継続型のステップアップ研修を実施します。



- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATやICT機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

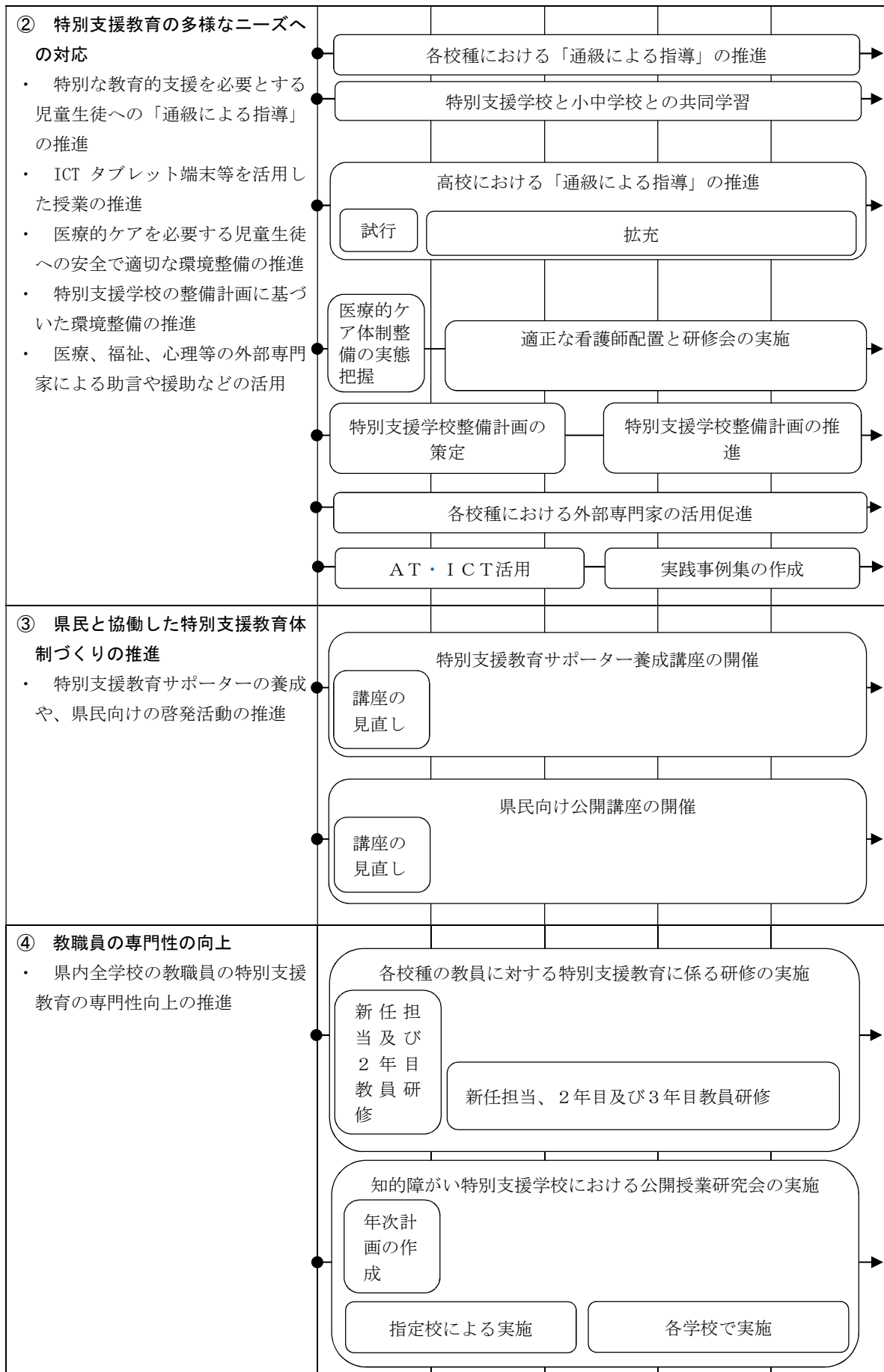
#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する教育活動に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、技能習得への助言や就労の支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、児童生徒の就労や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する就学前から高等学校卒業までの一貫した支援について、保健福祉及び雇用労働担当部署と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン<sup>10</sup>」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
① 1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個別の指導計画」等に基づく指導や、「引継シート」等による一貫した支援の充実</li> <li>・ 就労希望の生徒に対応した、進路実現を図るため、特別支援学校と企業関係者等との連携を強化</li> <li>・ 特別支援学校技能認定制度を実施し、企業側の生徒の理解を促進</li> </ul>	<div style="text-align: center;"> <p>公立小中学校における引き継ぎシートの活用</p> </div>				
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	いわて特別支援就労サポーター制度の推進				
	特別支援学校技能認定会への参加	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施			



#### 【用語解説】

<sup>1</sup>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン：平成 29 年 3 月に文部科学省が、各学校における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制の構築に資するため作成したガイドライン。教育委員会、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任などの具体的な役割等について記載されている。

<sup>2</sup>個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

<sup>3</sup>個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

<sup>4</sup>引継ぎシート：各校種間の引継ぎを確実にを行い、継続した一貫性のある指導・支援につなげるために作成・活用するシート。

<sup>5</sup>就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、実態、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイルであり、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。

<sup>6</sup>特別支援学校技能認定制度：特別支援学校の生徒一人ひとりの働く力を高め、作業学習の一層の充実と実習や就労の機会拡充を図るために、生徒の能力を客観的に示すことができる制度を設定し、技能認定会を実施するもの。

<sup>7</sup>交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

<sup>8</sup>通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

<sup>9</sup>A T（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

<sup>10</sup>いわて特別支援教育推進プラン：「共に学び、共に育つ教育」を推進し、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指した、本県特別支援教育の方向性を示すプラン。「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードに即した施策の方向性と具体的施策により構成されている。

## 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

### (1) 現状と課題

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。
- 2 平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小中学校全体では 81.2%（全国 77.2%）と全国水準より高い状況にあります。更にその割合を高めていく必要があります。
- 3 学校における教育相談体制の充実などを背景に、平成 29 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果による小学校・中学校等における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数<sup>1</sup>は、小学校 3.4 人（全国 5.4 人）、中学校 25.9 人（全国 32.5 人）、高等学校 13.1 人（全国 15.1 人）と全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。
- 4 スマートフォンなどが子どもたちにも普及する中で、SNS<sup>2</sup>（ソーシャルネットワーキングサービス）上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル<sup>3</sup>に関する指導が一層重要となっています。

### (2) 目指す姿

- 1 学校における組織的な対応や関係機関との連携などにより、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対する未然防止、発生した場合の早期発見・適切な対応に向けた適切な対応が図られています。
- 2 スクールカウンセラー<sup>4</sup>などの専門職種を効果的に活用し、児童生徒や保護者が相談しやすい教育相談体制の充実が図られるとともに、関係機関と連携した教育機会を提供するなど、児童生徒に寄り添った支援体制が整備され、不登校の児童生徒が減少しています。
- 3 家庭との連携を図りながら、学校における情報モラルの教育を推進することにより、適切な情報活用に関する能力や規範意識が身に付いています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				（参考値） 2023
		2019	2020	2021	2022	
① いじめはいけないと思う児童生徒の割合	81.2%	83%	85%	86%	88%	90%
② 1,000人当たりの不登校児童生徒数	小3.4人 中25.9人 高13.1人	小3.4人 中25.9人 高13.1人	小3.4人 中25.9人 高13.1人	小3.4人 中25.9人 高13.1人	小3.4人 中25.9人 高13.1人	小3.4人 中25.9人 高13.1人
③ 学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小84.8% 中81.8% 高85.0%	小85% 中82% 高85%	小86% 中83% 高86%	小86% 中83% 高86%	小87% 中84% 高87%	小87% 中84% 高87%
④ ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用しようとしている児童生徒の割合	<b>調整中</b>	-	-	-	-	-

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- ・ 各学校において、いじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針<sup>5</sup>」に基づく取組を徹底します。
- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むため、未然防止や適切な対処等について学校いじめ対策組織が中核となった取組を行います。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を実情に即して適切に機能させるため、学校いじめ対策組織が点検を行い必要に応じて見直しを行います。
- ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を通じて、集団の一員としていじめの問題について、考え判断させ主体的な行動につなげたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進しながら自分たちが問題を解決する力を育むとともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育に取り組めます。

- ・ いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対処を行うため、児童生徒に対する複数回の定期的なアンケート調査や、個人面談の実施の徹底を図ります。
- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル<sup>6</sup>」を活用した研修を実施します。

## 2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、不登校の未然防止に資するため、学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしたり、日々の授業や行事等においてすべての児童生徒が活躍でき、子ども同士の共同の活動場面を実現したりするなどの「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った取組を推進します。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー<sup>7</sup>、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 教職員の教育相談に係る資質向上を図るため、学校において教育相談担当教員やスクールカウンセラー等を活用した研修会の実施に取り組みます。
- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室<sup>8</sup>や民間等で運営しているフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会の提供に取り組みます。【再掲】

## 3 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

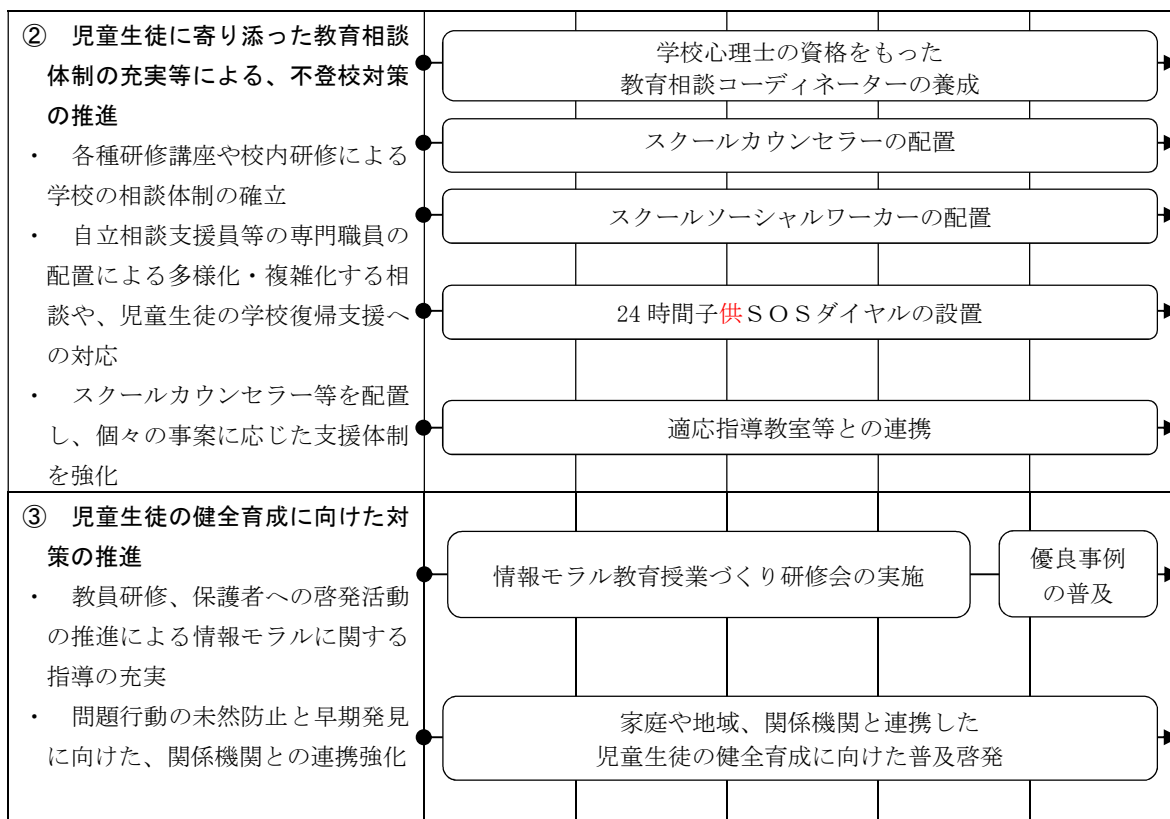
- ・ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施します。
- ・ 児童生徒の情報モラルへの意識を醸成するため、学校において特別活動や道徳科を中核とし、さらに各教科等との連携も図りながら教育や指導を図ります。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒の心身の保護を図るため、喫煙・飲酒や薬物乱用、性感染症などを防止するための講習会等の実施や保護者・地域への継続的な普及啓発に取り組みます。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、いじめや不登校などの学校不適応に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行います。
- 2 家庭は、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、子どもが悩みを相談できる家庭づくりに努めます。
- 3 地域は、児童生徒が思いやりの心や社会性が育成できるよう、体験活動等に学校や家庭と連携して取り組みます。
- 4 関係機関は、児童生徒が、社会の中で健全に育成できるよう、学校、家庭、地域等と連携を図りながら、スマートフォン等の利用に関するルールづくりを支援します。
- 5 県と市町村の教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における取組を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）					
	2019	2020	2021	2022	2023	
① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」や学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」の検証と適切な見直しを推進</li> <li>・ 児童生徒の主体的な取組の促進や思いやりの心を育成する道徳教育を推進</li> <li>・ 「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」の活用による指導体制の充実</li> <li>・ 児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個別面談の実施の徹底を促進</li> </ul>	各学校における特別活動や道徳教育の推進					
	各学校におけるいじめの早期発見・適切な対応に向けた取組					
	いじめ防止マニュアル活用の推進	マニュアルの改訂			改訂マニュアル活用の推進	
	いじめ防止マニュアルを活用した研修の実施					



【用語解説】

<sup>1</sup>不登校児童生徒数：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者（不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることをいう。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）の数。

<sup>2</sup>SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

<sup>3</sup>情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど。

<sup>4</sup>スクールカウンセラー：学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

<sup>5</sup>岩手県いじめ防止等のための基本的な方針：いじめ防止対策推進法第12条に基づき、岩手県が策定したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針。

<sup>6</sup>いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル：岩手県教育委員会が作成した、いじめの防止や対応等に関するマニュアル。各校における具体的な取組の事項を網羅する内容を記載。

<sup>7</sup>スクールソーシャルワーカー：学校における児童の福祉に関する支援に従事し、福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

<sup>8</sup>市町村の教育委員会が、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置している教室。



## 7 学びの基盤づくり

### (1) 現状と課題

- 1 全国で自然災害や登下校時における事件・事故等が発生しており、事故の未然防止等に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の徹底が求められています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や夏場の猛暑に伴う熱中症の危険性の拡大など、安全な教育環境の整備とともに、家庭や社会の環境の変化に伴い学校施設の機能・性能の向上が求められています。
- 3 各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画<sup>1</sup>を策定し、保護者や地域の評価も取り入れた学校評価が行われていますが、引き続き学校運営の現状や課題を学校と地域が共有し、更に相互理解を深めることが求められています。
- 4 家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されている中で、国においても、給付型奨学金制度<sup>2</sup>の創設をはじめ教育無償化に向けた動きが加速しており、子どもの将来が生まれ育った環境や家庭の経済状況などに左右されることがないように、教育機会の確保が求められています。
- 5 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える学校づくりが求められています。
- 6 小中学校における不登校児童生徒数の出現率は、全国水準より低く推移していますが、不登校等の学校不適應への対応など、多様な教育ニーズに応じた学びの場が求められています。
- 7 岩手県では、第2次ベビーブーム等に対応して採用した教員の大量退職により、新採用教員等の増加が見込まれており、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を引き続き確保していく必要があります。
- 8 いじめや不登校などの多様化した教育課題や、子どもの貧困対策への対応など、教職員に対する期待が高まっていることや部活動従事時間の増加などにより、全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。

## (2) 目指す姿

- 1 安全点検などによる学校管理下における児童生徒等の事故等の未然防止など、学校安全計画<sup>3</sup>を組織的に推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携による児童生徒等の学校安全環境が確保されています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。
- 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会<sup>4</sup>を設置している学校）等のしくみを生かした学校マネジメントの充実・強化による「地域とともにある学校づくり」が推進されています。
- 4 様々な就学に関する支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、児童生徒の誰もが安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 5 生徒の学びの機会が保障されるとともに、魅力ある学校づくりの推進等により、より良い教育環境が確保され、教育の質の向上が図られています。
- 6 学校に通学することが困難な児童生徒や増加が見込まれる外国人子弟の学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が提供されています。
- 7 多様な評価に基づく採用選考試験の実施や、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標<sup>5</sup>」に基づく体系的な資質向上研修などにより、教育への情熱と高い志を持つ有為な教員の確保と資質の向上が図られています。
- 8 学校における働き方改革を通じて、管理職の適切なマネジメントや、ICTの活用などによる教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための環境が整備されています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	（参考値） 2023
① 地域のボランティアなどによる見守り活動が行われている学校の割合	調整中	—	—	—	—	—
② 県立学校の長寿命化改良・大規模改造実施施設数[累計]	調整中	—	—	—	—	—
③ 県立学校の教室の冷房設備設置率	調整中	—	—	—	—	—
④ コミュニティ・スクール設置市町村数	4 市町村	9 市町村	11 市町村	20 市町村	27 市町村	33 市町村
⑤ 高校の特色を生徒に十分理解させる進路指導を行っている中学校の割合	調整中	—	—	—	—	—

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 安心して学べる環境の整備

- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行います。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、交通安全教室や防犯教室などの安全教育に取り組むとともに、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。

#### 2 安全な学校施設の整備

- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化を推進します。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上を図るため、ICT環境の整備、防災機能の強化、冷房設備の設置、トイレの洋式化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。

#### 3 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト」や学校、家庭、地域が連携するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等のしくみの活用を図ります。
- ・ 学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。

#### 4 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 生徒が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小学校・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

#### 5 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 魅力ある学校づくりを進めるため、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域と連携した教育資源（人材、歴史、環境等）の活用や地域の産業界との交流・連携などに取り組みます。

- ・ 岩手県の地理的条件等を踏まえた「教育の機会の保障」と望ましい学校規模の確保による「教育の質の保証」を実現していくため、地方創生における地域の高校の役割等も重視しながら、後期再編プログラムの策定も含めた「新たな県立高等学校再編計画<sup>7</sup>」を推進します。

## 6 多様な教育ニーズに対応する教育機会の提供

- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室やフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会を提供していくとともに、岩手県においても増加傾向にある外国人子弟の学びの場を、関係機関と連携して確保していきます。

## 7 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保していくため、求める教員像を明確にするとともに、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容や選考区分などの見直しを行います。
- ・ 教員採用試験受験者の確保のため、大学等との情報共有の場を設定するとともに、採用説明の機会を増やします。
- ・ 教員の資質の向上を図るため、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な研修を行うとともに、岩手大学教職大学院等関係機関と連携しながら有為な教員の育成に取り組みます。

## 8 教職員の働き方改革

- ・ 「チームとしての学校<sup>8</sup>」を構築していくため、小学校・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ<sup>9</sup>等の配置を行います。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員<sup>10</sup>の配置や、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- ・ 教職員の業務改善を図るため、教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討・実施等を行います。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードによる客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外対応の体制整備などを進めます。
- ・ 労働安全衛生体制の確立を図るため、小学校・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会を開催します。
- ・ 心とからだの健康対策として、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）のしくみを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、目標達成型の学校経営計画の策定とP D C Aサイクルによる学校マネジメントの実践・評価に取り組めます。

各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン<sup>11</sup>」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。

2 家庭、地域は、通学時における児童生徒の安全確保等を支援するとともに、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。

3 関係機関は、学校と連携し、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。

4 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、働き方改革、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。

また、学校と連携しながら奨学金等の就学支援や、計画的な学校施設整備を進めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 安心して学べる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全計画や危機管理マニュアル等の検証・改善</li> <li>学校管理下における事故防止に向けた教職員への研修の充実</li> <li>保護者、地域住民、関係機関と連携した通学時における児童生徒の安全確保</li> <li>児童生徒が自ら安全を確保する力を身に付ける安全教育の推進</li> </ul>	<p>学校安全計画等の検証・改善</p> <p>学校安全教育指導者講習会、学校安全体制整備推進事業連絡協議会の開催</p> <p>通学路交通安全プログラムの実施</p> <p>学校安全教育の普及・推進</p>				
<p>② 安全な学校施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施</li> <li>冷房設備の整備やトイレの洋式化、新たな教育ニーズ等に対応した施設設備の充実</li> <li>市町村立学校施設等の長寿命化の取組を支援</li> </ul>	<p>学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施</p> <p>冷房設備の整備やトイレの洋式化、新たな教育ニーズ等に対応した施設設備の充実</p> <p>市町村立学校施設等の長寿命化の取組を支援</p>				
<p>③ 目標達成型の学校経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、家庭、地域が連携するコミュニティ・スクール等の仕組みづくり、学校運営の改善を推進</li> </ul>	<p>制度の周知</p> <p>市町村教委等説明</p> <p>地区別フォーラム等開催による理解促進</p> <p>研究指定（教委、学校）</p> <p>実態把握</p> <p>制度の施行</p> <p>市町村教委等支援</p> <p>研修会等開催による関係者や地域住民への理解促進</p> <p>検証</p> <p>成果普及</p> <p>改善</p> <p>モデル事例の収集・周知</p> <p>学校経営計画の評価結果の具体的な活用の推進</p>				
<p>④ 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学支援金、高等学校等就学支援金、給付型奨学金の周知と適切な運用</li> </ul>	<p>就学支援金等の周知と適切な運用</p>				

<p>⑤ 魅力ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の教育資源を活かし学校と地域社会や地域の産業界との交流・連携の推進</li> <li>後期再編プログラムの策定を含めた「新たな県立高等学校再編計画」の推進</li> </ul>	<p>学校と地域社会や産業界等との交流・連携の推進</p> <p>後期再編プログラムの策定</p> <p>新たな県立高等学校再編計画の推進</p>
<p>⑥ 多様なニーズに対応する教育機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が設置している適応指導教室等と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供</li> <li>関係機関と連携した外国人子弟の学びの場の確保</li> </ul>	<p>市町村等と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供</p> <p>関係機関と連携した外国人子弟への学びの場の確保</p>
<p>⑦ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員採用試験の内容や選考区分などの見直し</li> <li>「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な研修</li> </ul>	<p>大学等での採用説明会、パンフレット等による広報活動</p> <p>採用試験内容の随時見直し</p> <p>資質の向上に関する指標に基づく体系的な研修</p>
<p>⑧ 教職員の働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「チームとしての学校」の推進、教員業務改善、部活動の適正な運営</li> <li>勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策</li> </ul>	<p>「チームとしての学校」の推進、教員業務改善、部活動の適正な運営</p> <p>勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策</p>



#### 【用語解説】

<sup>1</sup> 学校経営計画：各学校の現状、教育環境の変化、地域の環境、本県の教育施策の方向性などを考慮するとともに、前年度の学校評価結果を反映し、3～5年間の中長期的な目標を明確にした上で、単年度の取組や中間達成目標を設定。教育活動の結果を検証できるような目標（定量的・定性的）を設定し、目標を達成するための具体的な取組を設定。

<sup>2</sup> 給付型奨学金制度：貸与型の奨学金と異なり、卒業後に返済の義務がない奨学金制度。

<sup>3</sup> 学校安全計画：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。

<sup>4</sup> 「学校運営協議会」：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」（平成29年3月改正）に基づいた学校の仕組みであり、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して学校や保護者、地域等広い関係者の参画を得て協議する合議制の機関のこと。また、「学校運営協議会」を設置している学校を、「コミュニティ・スクール」という。現在、「学校運営協議会」の設置は、「努力義務」とされている。

<sup>5</sup> 校長及び教員としての資質の向上に関する指標：教員を巡る環境が大きく変化していることなどを踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制を構築し、計画的・効果的に資質向上を図るために改正された教育公務員特例法に基づき、教員等が身に付けるべき資質を明確にすることなどを目的とした指標（平成30年3月策定）。

<sup>6</sup> 危機管理マニュアル：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領。

<sup>7</sup> 新たな県立高等学校再編計画：平成27年に改定された「今後の高等学校教育の基本的方向」を基本として、平成28年3月に策定された県立高校の再編計画。2016年度から2025年度までの10年間の計画で、2016年度から2020年度までの前期と2021年度から2025年度までの後期に分け、前期については具体的な内容、後期については大まかな方向性が示されている。

<sup>8</sup> チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。

<sup>9</sup> スクールサポートスタッフ：教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、学校に配置される卒業生の保護者などの地域人材から成る職員。

<sup>10</sup> 部活動指導員：中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする職員。

<sup>11</sup> 岩手県教職員働き方改革プラン：教職員の負担軽減の一層の推進を目指し、平成30年度からの3年間を取組期間とし、数値等の目標を示し、また、具体的な取組内容を明示することにより、集中的かつ重点的に取組を進めるための計画（平成30年6月19日策定）。

**(1) 現状と課題**

- 1 県内の私立学校に在籍する幼児児童生徒の割合は、幼稚園が約 80%、高等学校が約 20%を占め、私立学校は公教育の一翼を担っています。
- 2 私立学校では、それぞれ建学の精神と独自の校風に基づき、自主性を発揮しながら特色ある教育が行われており、幼児の健やかな成長と将来の人格形成に資する就学前教育や、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する人材の育成等において重要な役割を果たしています。
- 3 過疎化の進行、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、就学前児童の教育をめぐる状況は変化しており、保護者や地域社会等の多様なニーズに対応した幼児教育の充実が求められています。
- 4 本県の産業と地域を支える人材の地元定着の促進が期待される中、私立高校生のキャリア教育に対するニーズが高まっています。
- 5 少子化、教育条件整備のための投資、教育改革への対応など、私立学校を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、良好な教育環境の確保や教育条件の維持向上を図るため、保護者の経済的負担の軽減や私立学校の運営に対する支援が求められています。

**(2) 目指す姿**

- 1 私立学校の建学の精神と独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動が実施されています。
- 2 幼稚園・認定こども園では、それぞれの機能を発揮しながら、保護者や地域社会等の多様なニーズに対応し、乳幼児期の子どもや就学前児童の健やかな育ちを支える教育が行われています。
- 3 私立学校の特色を生かした学力・競技力向上の取組や、キャリア教育・職業教育の推進により、世界で活躍するグローバルな人材や岩手の産業や地域を支える人材が育っています。
- 4 各種の就学に関する支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、私立学校の幼児児童生徒が安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。

- 5 施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、各私立学校において、計画的に施設・設備の機能の充実と教育活動を支える人材の確保が図られ、教育環境の安全と質が保たれています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	68.4%	73.5%	76.9%	79.5%	82.0%	84.6%
② 私立学校の耐震化率	(2016) 88.3%	(2017) 89.1%	(2018) 89.8%	(2019) 90.5%	(2020) 91.2%	(2021) 92.0%

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 私立学校の特色ある学校教育の推進

- ・ 多彩な個性を持つ幼児児童生徒の能力を活かしながら、私立学校に期待される多様なニーズに対応した教育を充実させるため、私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を推進します。
- ・ 様々な分野でグローバルに活躍する人材の育成や、岩手の産業・地域を支える人材の育成と地元定着を図るため、私立学校運営費補助等により私立学校の学力・競技力向上の取組やキャリア教育の充実を支援します。

2 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 私立学校の児童生徒が経済的理由で修学をあきらめることのないよう、高等学校等就学支援金、奨学給付金の給付、授業料減免補助等の制度の周知と適切な運用を図り、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

3 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

- ・ 生徒が安心して学ぶことのできる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助や低利の融資を行う関係団体等を通じた補助等により、私立学校の計画的な施設整備や耐震化を支援します。

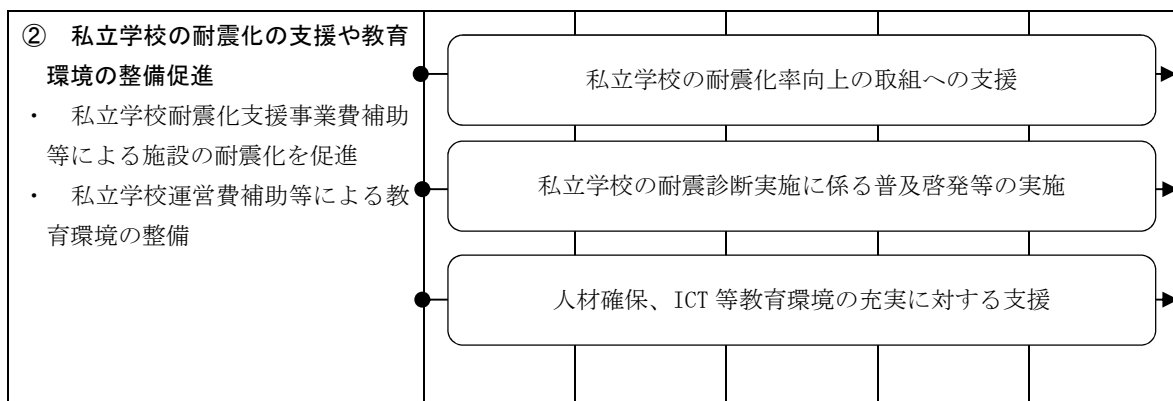
- ・ 特色ある教育活動を実践する有為な教職員の人材確保や、ICT等教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等により教育の質の維持向上を支援します。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 私立学校は、建学の精神や独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組みます。  
また、就学支援や授業料減免等の制度の周知と適切な運用や、計画的な学校施設整備、教職員の人材育成・確保により質の高い教育の提供に取り組みます。
- 2 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実と良好な教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等をはじめとした各種私学助成等により支援を行います。
- 3 関係団体は、私立学校と連携し、各学校が策定する計画等を踏まえた教育活動や施設整備、教職員の研修等の取組を促進します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援 ・ 私立学校運営費補助等による支援		私立高等学校の次期中期計画の策定支援			
			私立高等学校の次期中期計画に基づく取組支援画に基づく取組支援		
					学力向上・進路実現に向けた教育活動の支援 （キャリア教育・職業教育の推進）
					豊かな心を育む教育活動の支援 （体験活動、子どもに向き合う教育等の推進）
					防災教育の実施に向けた教育活動の支援 （関係機関との連絡調整・事例等の情報提供）



# 社会教育・家庭教育

## 9 学校と家庭・地域との協働の推進

### (1) 現状と課題

- 1 岩手県では、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動<sup>1</sup>などが推進されているものの、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てるしくみづくりの再構築が必要です。
- 2 子どもたちの健全育成のため、放課後の居場所づくりなどの充実がさらに求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制を見直すことにより、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等のしくみを活かした教育力の向上が図られています。
- 2 地域の状況に応じた推進体制が構築され、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実により、学校・家庭・地域の抱える教育課題が地域で自主的に解決されています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① コミュニティ・スクール設置市町村数【再掲】	4市町村	9市町村	11市町村	20市町村	27市町村	33市町村

② 地域協働のしくみにより保護者や地域住民が学校の教育活動にボランティアとして参加している割合	小 79% 中 60%	小 81% 中 63.6%	小 82% 中 65.4%	小 83% 中 67.2%	小 84% 中 69.0%	小 85% 中 70.8%
③ 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合	13.3%	20.4%	24.1%	27.8%	31.5%	35.2%

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 学校・家庭・地域が連携するためのしくみづくり

- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、教育振興運動の再構築やコミュニティ・スクールなどを推進し、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。

#### 2 豊かな体験活動の充実

- 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による放課後の居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
- 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
- 子どもたちの豊かな体験活動を充実するため、特色ある体験活動事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルの考えに沿った学校マネジメントを実践し、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた特色ある教育活動を展開します。

また、校長のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）のしくみ等を生かした目標達成型の学校経営の遂行と検証に取り組むとともに、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めていきます。
- 2 家庭・地域は、体験活動への協力など、学校と協働する取組を進めます。

また、各学校の学校経営計画や学校評価等を踏まえた教育活動に参画・協働します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、学校・家庭・地域が連携するためのしくみをつくり推進していきます。

また、各学校において実効的な学校評価が行われるように支援するとともに、特色ある教育活動の展開について、関係機関等と連携を図りながら適切な支援を行います。
- 4 県教育委員会は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）や目標達成型の学校経営推進に対する支援を行うとともに、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の効果的な推進や関係者を対象とした研修の充実等に努めます。
- 5 市町村は、保護者等のニーズや地域の実態に応じた学習機会の提供に努めます。



## (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 学校・家庭・地域が連携するためのしくみづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ・スクールの制度の周知や説明会等の実施と市町村教委への支援</li> <li>・ 地区別フォーラム等、関係者対象の研修会の実施</li> <li>・ 研究指定事業による実践・検証を行い、その事例等の情報提供</li> <li>・ 連携・協働の実態を把握し、モデルとなる事例等の情報提供</li> <li>・ 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を育成する研修会の実施</li> </ul>	制度の周知		制度の施行		実施
	市町村教委等説明		市町村教委等支援		
	地区別フォーラム等開催による理解促進		研修会等開催による関係者や地域住民への理解促進		
	研究指定（教委、学校）		検証	成果啓発	改善
	実態把握		モデル事例の収集・周知		
	学校・家庭・地域の連携・協働についての実態把握		モデル事例の収集・周知		
	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成		活用促進		
<b>② 豊かな体験活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後の居場所づくり関係者の資質向上を目的とした研修会の実施及び先進事例の情報提供</li> <li>・ 社会教育施設事業の周知啓発</li> <li>・ 教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の充実に向けた事例の情報提供</li> </ul>	放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実				
	社会教育施設を活用した多様な学習の場づくりの研究		学習の場の準備	学習の場の充実	
	教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の充実				

### 【用語解説】

<sup>1</sup> 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。教育振興運動の内容もこれにあたる。地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

## 10 子育て支援や家庭教育支援の充実

### (1) 現状と課題

核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組が必要です。

### (2) 目指す姿

- 1 子育てや家庭教育に取り組む保護者への学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを育てていくことができる家庭環境が整っています。
- 2 子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実することにより、地域全体で子どもを育てていく環境が整っています。

#### 【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① すこやかメールマガジンの配信登録者数	1,041 人	1,250 人	1,350 人	1,450 人	1,550 人	1,650 人
② 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数 [累計]	566 人	1,500 人	2,000 人	2,500 人	3,000 人	3,500 人

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供

- ・ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実を図ります。

#### 2 家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めるとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組を実施します。
- 2 家庭・地域は、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣付けへの協力など、学校と協働する取組を進めます。  
また、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全育成に向けた取組を展開します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、子育てや家庭教育についての相談体制の充実を図り、広く学習情報や学習資料を提供し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。
- 4 市町村は、子育てサポーターや子育て支援関係者の活動を支援するとともに、教育振興運動の実践区の活動を支援し、地域が子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進します。
- 5 企業等は、保護者が集まる多様な機会を活用して、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供するなど、家庭教育支援に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供</b> ・ 保護者の学習活動を促進する学習情報や学習資料の提供 ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実	電話やメールによる相談窓口の開設と利用促進				
	すこやかメールマガジンによる学習情報の提供	すこやかメールマガジンの内容充実と配信登録促進			
	親子共同体験を通じた子育ての仲間づくりの促進				
<b>② 子育て支援体制の充実</b> ・ 地域において保護者を支援する人材の育成 ・ 地域における子育て支援ネットワークの拡充	子育てサポーター等のネットワーク強化のための研修会の開催		子育てサポーター等による家庭教育支援チームの登録及び活用促進		
	市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援				

## 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

### (1) 現状と課題

- 1 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、人生 100 年時代を迎える中、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習を継続できる環境づくりが必要です。
- 2 社会教育施設の利用や、市町村等が主催する各種講座等への参加などを通じ、多くの県民が生涯学習に積極的に取り組んでおり、こうした多様な活動を更に広げていく必要があります。
- 3 平成 29 年度子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向{1 か月の読書冊数:小学校 5 年生 16.4 冊(全国 11.1 冊)}にあることをはじめ、県民の読書習慣が充実しつつあることから、更に児童生徒や幅広い世代が読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する必要があります。
- 4 県民が学びたい時に学べる環境を提供していくためには、中核的な人材育成に加え、博物館や青少年の家などの社会教育施設のハード面、ソフト面を充実させていく必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 人生 100 年時代を迎える中で、生涯を通じて学びたいことや学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学び、その成果が生きがいにつながるとともに、地域社会との関わりを持ちながら生活しています。
- 2 地域の課題解決に向けた社会教育の場を拡充し、学校・家庭・地域が連携した地域づくりが進むことにより、地域コミュニティの再生・維持・向上が図られています。
- 3 社会教育施設のほか、自然、文化、歴史など、有形・無形のあらゆる資源を学びの対象や場としながら、県民一人ひとりが、郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 社会教育施設が充実され、幅広い学びのニーズに応じて活用されています。

【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 生涯学習に取り組んでいる人の割合	40.2%	41.2%	42.2%	43.2%	44.2%	45.2%
② 生涯学習情報提供システム利用件数	63,542件	68,118件	70,406件	72,694件	74,982件	77,270件
③ 社会教育指導員・地域づくり関係者等の資質向上を図る研修会における受講者数	79人	87人	91人	95人	99人	103人
④ 博物館及び美術館の企画展における観覧者の満足度の割合	91.1%	91%	91%	91%	91%	91%

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 多様な学習機会の充実

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、読書ボランティアと連携した読み聞かせなど、幼少年期の読書活動を推進します。
- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供のしきみを一層充実させます。
- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動や、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、学習ニーズに個別に応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を援助するレファレンス業務を充実します。

## 2 岩手ならではの学習機会の提供

- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。

## 3 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 県民一人ひとりが生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進するフォーラムの開催等などを通して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を設置している学校）への理解や教育振興運動などの「地域学校協働活動」への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けたしくみづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- ・ 県立生涯学習推進センターを活用した地域づくり人材の育成のため、教育分野の枠を超えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

## 4 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

## 5 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設のハード面、ソフト面の充実を計画的に進め、様々な世代や多様な興味関心など、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。
- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。

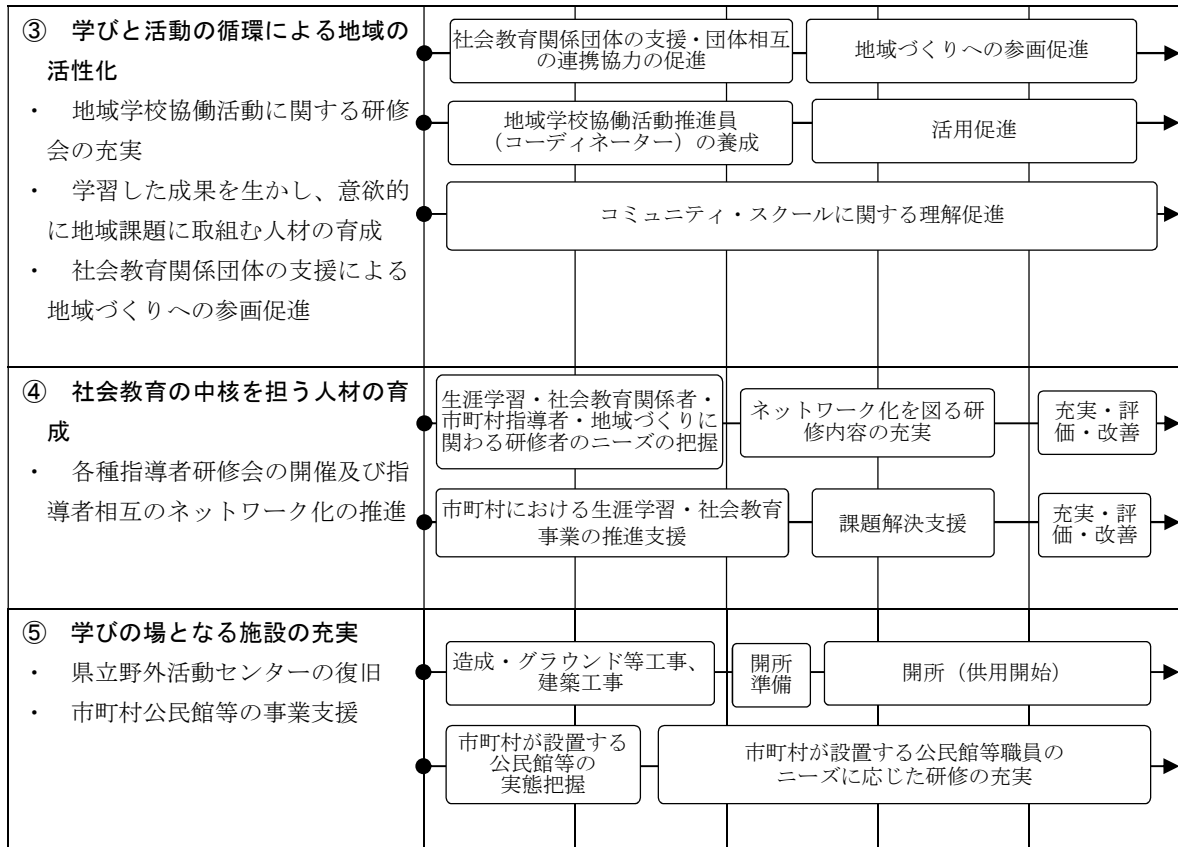
#### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 市町村やNPO・各種団体、企業等は、住民のニーズや地域課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動や地域活動への参画を促すなど、学びと活動が循環する機会づくりに取り組みます。
- 2 県と県教育委員会は、市町村等との連携、協力を図りながら、市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約や提供、ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及に取り組み、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。
- 3 県教育委員会は、地域における家庭教育や社会教育の充実を図るため、教育振興運動を基盤としながら、地域学校協働活動の活性化を推進するなど、その体制の整備を進めます。
- 4 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実に取り組むとともに、社会教育関係団体の支援育成や団体相互の連携協力を促進します。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 多様な学習機会の充実</b> ・ 生涯学習情報提供システムのリニューアル ・ 市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約及び提供 ・ ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実		システムのリニューアル		運用開始改善
	障害者の生涯学習活動支援に対するニーズの把握		ニーズに応じた研修の充実		充実・評価・改善
<b>② 岩手ならではの学習機会の提供</b> ・ 豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした社会教育施設等での公開講座の開催	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実		リニューアル準備		運用開始改善
	岩手の自然・文化・歴史等の資源についての情報収集		社会教育施設等における公開講座の開催		





## 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

### (1) 現状と課題

- 1 少子高齢化や進学期、就職期の若者の流出などにより、郷土芸能など地域の文化を継承する人材が減少し、文化芸術活動の担い手も高齢化しており、郷土芸能などを継承する人材の育成が求められています。
- 2 文化財は、地域の歴史等を理解するうえで貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となるものとして、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。

### (2) 目指す姿

- 1 児童生徒への部活動などを通じた活動により、郷土芸能等の保存・継承が促進されています。
- 2 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する県の大綱と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進され、新たな文化の創造に向けての取組も行われています。

#### 【参考】関連する次期総合計画におけるアクションプランの主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 国・県指定文化財 件数	(2018) 565 件	569 件	573 件	577 件	581 件	585 件
② 文化財保存活用 地域計画の策定市 町村数	0 市町村	3 市町村	8 市町村	15 市町村	22 市町村	27 市町村

### (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

#### 1 部活動を通じた郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒への部活動などを通じた活動を促進します。

#### 2 文化財の保存と継承

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する岩手県の大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、調査・指定に取り組めます。
- ・ 指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組めます。
- ・ 平泉町の柳之御所遺跡の調査研究成果を踏まえ、その整備と活用を、更に推進します。

### (4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、地域と連携して、児童生徒の郷土芸能等の部活動を促進するとともに、身近な歴史や文化について理解を深めるために、地域の人々との交流を行い、博物館等の社会教育施設も積極的に活用します。
- 2 地域は、ボランティア活動等により、部活動を通じて郷土芸能に取り組む児童生徒を支援するための指導・助言等を行います。
- 3 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用について、更なる推進に取り組めます。
- 4 県教育委員会は、文化財保護法の改正に伴い、文化財の適切な保存及び公開・活用に向けて、県としての大綱を策定するとともに、市町村も文化財保存活用地域計画を策定し、県と市町村が相互に協力しながら、地域の力による総合的な文化財の保存・活用と新たな文化の創造に向けて取り組めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<p>① 部活動を通じた郷土芸能の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における郷土芸能に取り組む部活動等の促進</li> </ul>	郷土芸能に取り組む部活動等の促進 →				
<p>② 次世代につなげる文化財の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の改正の周知と、文化財の保存・活用に係る県の大綱の検討、作成及び周知</li> <li>市町村が策定する文化財保存活用地域計画への助言</li> <li>有形・無形文化財の調査・指定</li> <li>平泉町の柳之御所遺跡の整備と活用の推進</li> </ul>	<p>情報収集・検討委員会</p>	<p>大綱の作成</p>	文化財保存活用大綱の周知・改訂 →		
	<p>文化財保護法改正の周知</p>	市町村文化財保存活用地域計画策定への助言 →			
	有形・無形文化財の調査・指定 →				
	柳之御所遺跡の整備と活用 →				

